

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第96期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	宝ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAKARA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大宮 久
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5100番
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松崎 修一郎
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5134番
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松崎 修一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高（百万円）	187,394	196,897	195,359	196,119	198,535
経常利益（百万円）	8,349	8,695	6,838	5,931	7,846
当期純利益（百万円）	2,185	5,668	2,614	5,320	4,208
純資産額（百万円）	79,888	88,006	89,478	101,839	115,570
総資産額（百万円）	175,830	189,416	190,773	212,466	213,393
1株当たり純資産額（円）	369.78	407.49	414.58	470.10	473.61
1株当たり当期純利益金額（円）	9.76	25.93	11.74	24.39	19.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	19.43
自己資本比率（％）	45.4	46.5	46.9	47.9	48.0
自己資本利益率（％）	2.7	6.8	2.9	5.6	4.1
株価収益率（倍）	57.4	37.2	64.0	29.5	42.8
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	14,032	5,049	7,489	6,211	12,782
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△6,443	△4,229	△4,786	△12,687	△7,526
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△6,275	4,764	5,047	344	△1,558
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	15,202	20,437	28,151	25,701	29,601
従業員数 [外、平均臨時従業員数] （人）	2,808	2,791 [291]	2,801 [250]	2,923 [266]	3,171 [313]

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
営業収益 (百万円)	1,982	3,843	5,944	4,675	3,661
経常利益 (百万円)	412	2,237	4,787	3,554	2,575
当期純利益 (百万円)	168	2,091	1,451	3,276	2,619
資本金 (百万円)	13,226	13,226	13,226	13,226	13,226
発行済株式総数 (千株)	217,699	217,699	217,699	217,699	217,699
純資産額 (百万円)	72,884	77,850	78,290	86,219	84,619
総資産額 (百万円)	104,602	114,008	115,078	130,298	126,948
1株当たり純資産額 (円)	335.54	358.46	360.57	397.84	390.65
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	7.50 (-)	7.50 (-)	7.50 (-)	9.00 (-)	7.50 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.66	9.52	6.57	15.05	12.09
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.7	68.3	68.0	66.2	66.7
自己資本利益率 (%)	0.2	2.8	1.9	4.0	3.1
株価収益率 (倍)	848.5	101.3	114.3	47.8	68.8
配当性向 (%)	1,136.4	78.8	114.2	59.8	62.0
従業員数 (人)	32	28	26	23	16

(注) 1. 売上高 (営業収益) には、消費税等は含まれておりません。

- 平成19年3月期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 提出会社の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成15年3月期の連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため、平成16年3月期から平成18年3月期までの各連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、平成16年3月期は同社株式が非上場・非登録であり期中平均株価が把握できないため、また、平成17年3月期及び平成18年3月期は潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が1株当たり当期純利益金額を下回らないため記載しておりません。
- 当社は中間配当制度を採用しておりません。
- 平成16年3月期より連結従業員数に嘱託社員を含めて表示しております。また、同じく、平成16年3月期において平均臨時従業員数が従業員数の10%を超えましたので[]で外書きしております。
- 平成18年3月期の1株当たり配当額9円は、記念配当1円50銭を含んでおります。

2【沿革】

当社は大正14年9月に、江戸後期（天保年間）以降京都伏見の地で酒造業を営む四方合名会社を発展的に改組して設立されたものであります。その後同業他社を吸収合併し、あるいは工場の買収を行いつつ事業規模を拡大してまいりました。平成14年4月には宝酒造株式会社、タカラバイオ株式会社を分割し、当社は持株会社に移行いたしました。以下の年譜は平成14年3月以前は旧寶酒造株式会社及びその企業集団の沿革であり、平成14年4月以後は宝ホールディングス株式会社及びその企業集団の沿革であります。

大正14年 9月	現京都市伏見区竹中町609番地に、酒類、酒精、清涼飲料水、医薬用品、調味料等の製造及び販売を主たる目的として、寶酒造株式会社を設立。四方合名会社を吸収合併し、伏見、木崎（昭和13年3月東亜酒精興業株式会社へ譲渡）の二工場とする。
昭和 4年 6月	大正製酒株式会社を吸収合併、王子工場（昭和39年5月松戸工場に統合）とする。
22年 6月	大黒葡萄酒株式会社より白河工場（平成15年3月廃止）を買収。
22年 9月	日本酒精株式会社を吸収合併、木崎、楠、防府（平成7年3月廃止）の三工場とする。
24年 5月	東京、大阪、名古屋（平成15年3月上場廃止）各証券取引所開設に伴い株式上場。
24年 7月	京都証券取引所（平成13年3月大証に吸収合併）に株式上場（その後札幌（平成15年3月上場廃止）、新潟（平成12年3月東証に吸収合併）、広島（平成12年3月東証に吸収合併）、福岡（平成15年3月上場廃止）の各証券取引所にも順次上場）。
27年10月	政府より専売アルコール工場の払下げを受け、高鍋（現 黒壁蔵）、島原の二工場とする。
27年11月	中央酒類株式会社を吸収合併、市川（昭和39年5月松戸工場に統合）、灘第一（平成7年11月廃止）、鹿児島（昭和40年6月廃止）の三工場とする。
29年12月	摂津酒造株式会社より灘第二工場（現 白壁蔵）を買収。
32年 4月	木崎麦酒工場建設（昭和43年4月サッポロビール株式会社に譲渡）。
34年10月	札幌工場（平成15年3月廃止）建設。
37年 3月	京都麦酒工場建設（昭和42年7月麒麟麦酒株式会社に譲渡）。
39年 5月	市川・王子の両工場を統合し、松戸工場建設。
39年10月	摂津酒造株式会社、本辰酒造株式会社を吸収合併、大阪（昭和48年3月廃止）、長野（平成5年9月長野蔵置場に）の二工場とする。
45年 9月	滋賀県大津市に中央研究所設置。
57年 7月	米国カリフォルニア州所在のNUMANO SAKE CO.（昭和58年4月TAKARA SAKE USA INC.と改称）の株式取得、米国本土での清酒製造を開始。
61年 2月	英国スコットランドにTHE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD.を設立、ウイスキーメーカー TOMATIN DISTILLERS PLC.の資産を買収し、スコッチウイスキーの製造開始。
平成 3年 4月	米国バーボンウイスキーメーカーAGE INTERNATIONAL, INC.の100%持株会社であるAADC HOLDING COMPANY, INC.の株式の一部取得（その後残株式を取得、子会社に）。
5年 8月	中国大連市にバイオ製品の製造を目的とする宝生物工程（大連）有限公司を設立。
7年 8月	中国北京市に酒類等の製造及び販売を目的とする北京寛宝食品有限公司（平成17年11月宝酒造食品有限公司と改称）を合併により設立（その後出資持分を追加取得し子会社に）。
14年 4月	物的分割の方法により酒類・食品・酒精事業及びバイオ事業を分割、それぞれ新設の宝酒造株式会社及びタカラバイオ株式会社が承継。自らは持株会社に移行して、商号を寶酒造株式会社から宝ホールディングス株式会社に変更。
16年12月	タカラバイオ株式会社が東京証券取引所マザーズに株式上場。
17年 9月	米国カリフォルニア州所在の研究用試薬等の製造・販売を行うClontech Laboratories, Inc.の全株式を取得。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社34社及び関連会社10社で構成され、酒類・食品事業及びバイオ事業を主な事業としております。

事業の種類別セグメントにおける各社の事業内容とその位置づけは、次のとおりであります。

[酒類・食品事業]

宝酒造(株)は焼酎、清酒をはじめ「タカラcanチューハイ」に代表されるソフトアルコール飲料など酒類全般、本みりんなどの酒類調味料及び食品調味料の製造・販売を行っております。英国法人THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD. はスコッチウイスキーの製造・販売を行っており、米国法人AGE INTERNATIONAL, INC. はバーボンウイスキーを扱っております。また、米国法人TAKARA SAKE USA INC. は米国カリフォルニア州において主に清酒の製造を行い、宝酒造(株)が供給する酒類製品ともども米国一円に販売しております。また宝酒造食品有限公司は中国北京市で酒類の製造・販売を行っております。

日本食品の卸売業を営む米国法人MUTUAL TRADING CO., INC. は、米国において、TAKARA SAKE USA INC. 及び宝酒造(株)の製品の販売にあっております。また、(株)ラック・コーポレーションは、ブルゴーニュの高品質ワイン等を中心に主としてフランスワインを販売しております。

タカラ物流システム(株)は主として酒類・食品事業における物流を、(株)トータルマネジメントビジネスは主として酒類・食品事業におけるマーケティングに関する調査・企画、飲食店経営を、それぞれ行っております。また、当連結会計年度において、タカラ物流システム(株)を通じて株式を取得し子会社といたしました長崎運送(株)は、主に物流事業を手掛けております。

上述した会社を含め、当事業部門に携わる子会社は19社であり、関連会社は4社であります。

[バイオ事業]

タカラバイオ(株)は、研究用試薬・理化学機器・キノコ・健康食品などの製造・販売や遺伝子解析などの研究受託サービス、キノコの生産技術に関するライセンスアウト及びバイオテクノロジーや健康食品に関わる研究開発等を行っております。また、日本において国立がんセンター及び三重大学等と共同で遺伝子治療の商業化を目指しており、さらに欧米の企業等に対して当社グループ保有技術である「レトロネクチン法」のライセンスアウトを行っております。

海外では、宝生物工程（大連）有限公司が中国大連市で研究用試薬の製造・販売を行っております。また、宝日医生物技術（北京）有限公司は、中国医学科学院がん病院と共同で細胞免疫療法の臨床試験を申請いたしました。

Takara Bio Europe S.A.S. は、ヨーロッパ市場で研究用試薬類の販売を行っております。

Takara Korea Biomedical Inc. は、韓国において研究用試薬や理化学機器の販売、遺伝子組換え食品などの検査受託を行っております。また、Clontech Laboratories, Inc. は、米国で研究用試薬等の製造を行い、全世界に販売しております。

上述した会社を含め、当事業部門に携わる子会社は11社であり、関連会社は3社であります。

[その他の事業]

その他の事業は、機能性食品、印刷、情報通信、不動産賃貸などであります。

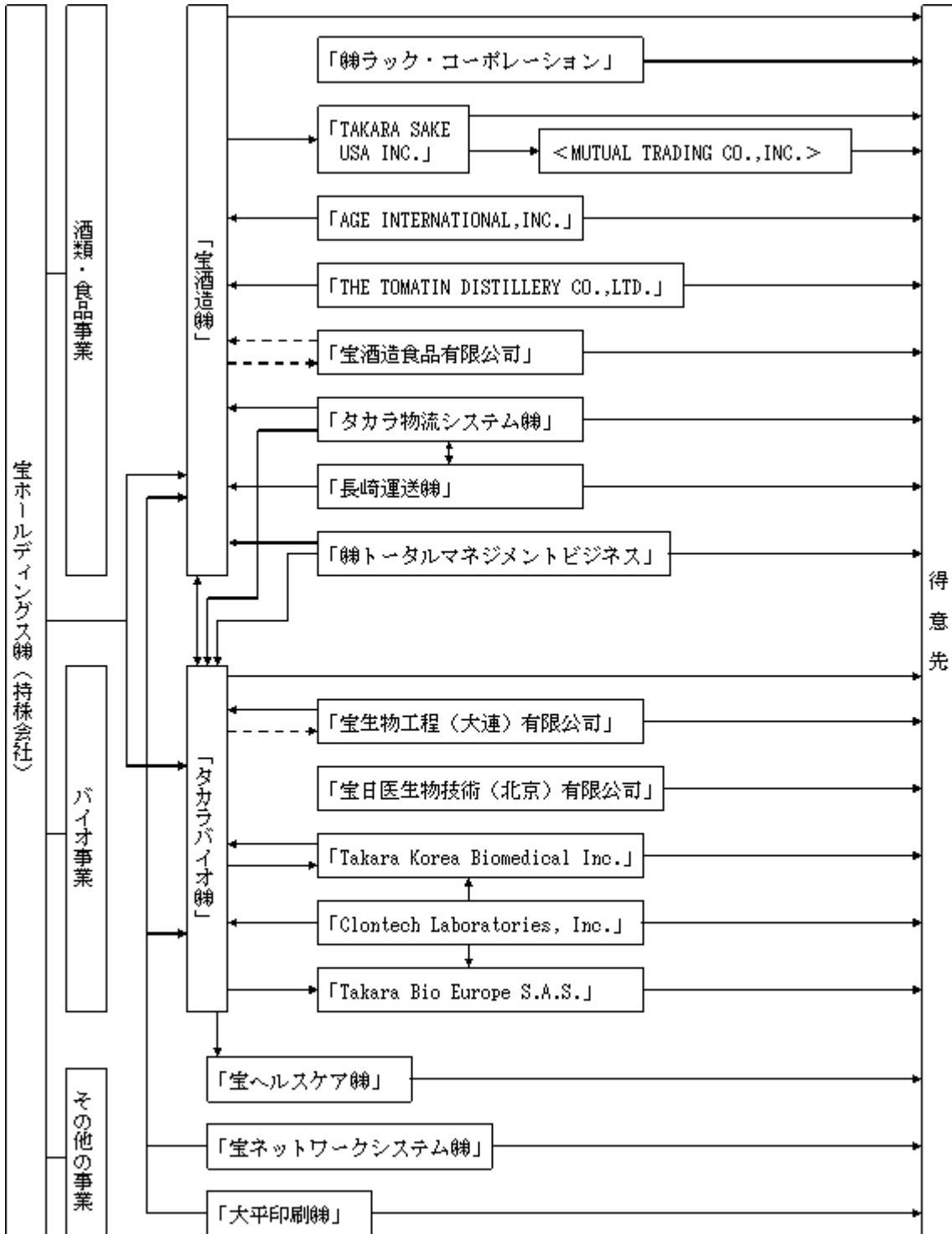
機能性食品事業は、当連結会計年度に当社の100%子会社として新たに設立した宝ヘルスケア(株)が営み、タカラバイオ(株)が開発する機能性成分を応用した健康志向食品などを販売しております。

印刷事業は大平印刷(株)が営み、ラベル、カートン、段ボール等の製品包装用資材や販売促進用品、宣伝用品の製造・販売を行っており、一部を宝酒造(株)など当社グループに納入しております。情報通信事業は宝ネットワークシステム(株)が営み、コンピュータソフトウェアの開発・販売などを行っております。また、不動産賃貸事業は当社が行っております。

上述した会社を含め、その他の事業に携わる子会社は4社であり、関連会社は3社であります。

以上の当社グループの状況について当社及び主要な子会社等との関係を事業系統図で示せば下図のとおりであります。

(事業系統図)



——▶ 製品・サービスの流れ
 - - - -▶ 原材料等の流れ

「 」 連結子会社
 < > 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸 借その他
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)			
(持分法適用関連会社) MUTUAL TRADING CO., INC.	米国 カリフォルニア州 ロス・アンジェルス 市	千米ドル 1,771	酒類・食品	24.3 (24.3)	—	—	—	—	—
ViroMed Co., Ltd.	韓国 ソウル特別市	百万ウォン 4,854	バイオ	28.5 (28.5)	1	—	—	—	—
その他4社									

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内書きであります。
3. これらの会社は特定子会社に該当しております。
4. この会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。但し、この会社の当連結会計年度における酒類・食品セグメントの売上高に占める売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超えておりますので、主要な損益情報等の記載を省略しております。
5. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
酒類・食品	2,017 (207)
バイオ	952 (105)
その他	186 (1)
全社(共通)	16 (—)
合計	3,171 (313)

(注) 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であり、平均臨時従業員数は、年間の平均人員を()外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
16	41才6か月	18年8か月	7,956

- (注) 1. 従業員数は派遣社員を除いた就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前期に比べて7人減少しているのは主として連結子会社への出向によるものであります。

(3) 労働組合の状況

組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な輸出や設備投資に支えられ景気の回復が続いておりますが、成長率は低く、業種間・地域間では格差が見られます。また、所得の伸び悩みや社会保障制度・税制に関する将来への不安などによる個人消費の低迷もあり、金利の上昇や原油価格の高止まりなどと合わせ先行き不透明な状況にあります。

このような状況下、当社グループにおきましては、酒類・食品事業では、焼酎や飲料の落ち込みにより減収となりましたが、バイオ部門においてはClontech Laboratories, Inc.（以下、クロンテック社）製品売上の通期寄与などにより増収となりましたので、連結売上高は前期比101.2%の198,535百万円となりました。

売上原価につきましては、継続的なコストダウンに努めましたが、一方では粗留アルコールなどの原材料価格の高騰や商品構成の変化による原価率の上昇などにより、売上総利益は前期比100.3%の76,210百万円となりました。

販売費及び一般管理費では、ここ数年増加を続けていた酒類の販売促進費を、徹底した利益マネジメントによる効率的な投下により削減いたしました。また宝酒造株式会社の飲料事業撤退もあり、販売促進費全体でも前期に比べ大幅に減少いたしました。この結果、連結範囲の増加による人件費等の増加がありましたものの、既存会社でのコスト削減効果もあり、営業利益は前期比129.3%の7,660百万円と大幅な増益となりました。

さらに営業外損益で受取利息の増加や持分法投資損益の改善があったことにより、経常利益も前期比132.3%の7,846百万円と大幅な増益となりました。

特別損益では、投資有価証券売却益や飲料事業撤退による事業再編損失などがありましたが、前連結会計年度は持分変動利益などにより特別利益が特別損失を大幅に上回っていたため、当期純利益は前期比79.1%の4,208百万円の減益となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

【酒類・食品事業】

当社グループの主たる事業であります酒類・食品業界は、飲酒人口の減少や消費者の嗜好の多様化に加え、冷夏、暖冬の影響もあり総じて低調に推移いたしました。また近年の規制緩和に端を発した流通市場の再編などもあり、販売競争はますます激化しております。

このような酒類・食品業界において、当社グループは、酒類事業における高付加価値化と利益マネジメント強化による収益力強化に取り組んでおります。また、成長する「中食市場」への積極的対応を図りました。一方、不断のコスト削減にも引き続き取り組んでおります。

当部門の製品別売上状況並びに損益状況などは次のとおりであります。

(酒類)

焼酎

焼酎におきましては、従来より取り組んでおります高付加価値本格焼酎群の育成が順調に進んでおり、特に「一刻者（いっこもん）」は芋100%焼酎の高品質ブランドとしてその地位をより堅固なものにし、商品ラインナップの拡充と併せ、大幅な増加となりました。

一方、甲類焼酎は市場全体の飽和感もあり、「純」、「JAPAN」などのニュータイプ焼酎が大幅に減少し、飲用甲類焼酎につきましても若干の減少となりました。

以上の結果、焼酎全体の連結売上高は前期比98.0%の78,017百万円となりました。

ソフトアルコール飲料

ソフトアルコール飲料は、ロングセラー商品の「タカラcanチューハイ<レモン>」がコンビニエンスストアや駅売店等で、本物のチューハイとしてその存在感を示しております。また本年3月には果実を直搾りしたストレート混濁果汁のチューハイ、「直搾り」を新発売し、好調な滑り出しを見せております。

しかしながらスタンダードゾーンでは、昨年3月に新発売いたしました「焼酎ハイボール」など新製品の寄与がありましたものの、「WMI X」の落ち込みが大きく、減少となりました。

以上の結果、ソフトアルコール飲料の連結売上高は前期比96.4%の19,331百万円にとどまりました。

清酒

国内清酒市場は年々消費量が減少する厳しい状況となっておりますが、そのなかで、松竹梅「天」の育成と定着、「松竹梅白壁蔵」商品群のブランドイメージ確立に注力いたしました。特に「天」はソフトパック清酒の中で着実にシェアを上げております。しかしながら主力の松竹梅1.8L壺は酒税改定の影響もあり、その売上高は減少いたしました。

一方、海外市場では米国子会社、中国子会社ともに順調に売上を拡大しており、円安の影響も含め、売上高は増加いたしました。

以上の結果、清酒全体の連結売上高は前期比96.9%の24,180百万円となりました。

その他酒類

その他酒類の主なものは、中国酒、ワイン、ウイスキーであります。

英国子会社でウイスキー原酒の販売が好調に推移いたしましたので、国内で中国酒やワインが減少しましたものの、その他酒類の売上高は前期比105.0%の10,711百万円となりました。

以上の結果、酒類合計の連結売上高は前期比98.1%の132,241百万円と前期に比べ2,553百万円の減収となりました。

(調味料)

宝酒造株式会社では昨年4月より、中食市場をターゲットとした専門組織を立ち上げ、家庭用、業務用（外食）に加え、今後ますます伸長が予想される中食市場への積極的対応を図りました。

調味料全体では、みりん、だし調味液などが減少いたしました。料理用清酒が増加したため、連結売上高は前期比101.6%の21,192百万円となりました。

(飲料)

飲料事業では、昨年9月に宝酒造株式会社の飲料事業撤退を決定するとともに、宝ヘルスケア株式会社を設立し飲料事業の再編を実施いたしました。これにより、タカラバイオ株式会社の独自技術に基づく開発力と宝ヘルスケア株式会社の機能性食品に特化した企画・営業力により、グループのシナジーを最大限に発揮すべく、機能性食品事業の新たなスタートを切りました。

この再編により、機能性食品以外の清涼飲料の売上がなくなりましたので、飲料全体の連結売上高は前期比57.6%の7,098百万円と大きく減少いたしました。

(原料用アルコール等)

昨年4月よりの原料用アルコールの販売自由化を受け、積極的に新規取引先の開拓に努めました結果、売上数量は大幅に増加いたしました。また原料価格高騰を反映した販売価格の改定も実施いたしました。

以上の結果、原料用アルコール等の連結売上高は前期比148.4%の5,774百万円と大幅な増加となりました。

以上に酒類・食品セグメントに属している物流事業等の外売上7,335百万円を加えた当セグメント全体の連結外部売上高は前期比98.6%の173,642百万円となり、セグメント売上高は前期比98.6%の174,143百万円となりました。営業利益は、原材料価格上昇や、製品構成の変化による原価率の上昇があったものの、販売促進費の削減や、飲料事業撤退に伴う費用減少により前期比107.3%の8,157百万円となりました。

[バイオ事業]

バイオ事業では長年培われたバイオテクノロジーを活用し、遺伝子工学研究分野、遺伝子医療分野、医食品バイオ分野の3つの領域に経営資源を集中し、事業を推進しております。

遺伝子工学研究分野

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開する当分野をコアビジネスと位置づけております。

当期も、バイオテクノロジーを利用した新製品・新技術開発競争の激化等の厳しい状況が続いておりますが、当分野の連結売上高は前期を上回りました。

品目別売上高の状況は、主力製品である研究用試薬は前期に買収したクロンテック社の連結等もあり前期を大きく上回ることができました。理化学機器では、リアルタイムPCR装置や質量分析装置が好調に推移し、対前期比で増加いたしました。また、受託業務では、遺伝子解析受託の売上が好調で、抗体関連受託も対前期比で増加したことなどにより、連結売上高は前期を上回りました。

遺伝子医療分野

当分野においては、最近の急速な細胞生物工学の進歩によって基礎研究と臨床応用の距離がますます短くなり、再生医療の実用化が急速に進むなかで、遺伝子治療・細胞医療の早期商業化に注力しております。また、高効率遺伝子導入技術「レトロネクチン法」を中核技術に据え、RNA分解酵素等の自社技術をベースにしたアジアにおけるがんとエイズの遺伝子治療の臨床開発を進めております。

当分野の連結売上高は、臨床検査用の受託等の売上が増加したことから前期に比べ大幅な増収となりました。

医食品バイオ分野

当分野では、食から医という「医食同源」のコンセプトに基づき、独自の先端バイオテクノロジーを駆使して日本人が古来常食してきた食物の科学的根拠を明確にした機能性食品素材の開発、製造及び販売を行っており、昆布由来のフコイダン関連製品、寒天関連製品、キノコ関連製品及び明日葉関連製品を中心に事業を展開しております。

なお、キノコ関連製品の売上は増加したものの、健康志向食品の外部販売を平成18年10月より新設した「その他」セグメントの宝ヘルスケア株式会社に移管した結果、当分野の連結売上高は減少いたしました。

以上の結果、当セグメントの連結外部売上高は前期比124.8%の20,574百万円となり、セグメント売上高は同126.9%の20,982百万円となりました。営業損益では、売上高の増加及び原価率の低下による売上総利益の増加が、販売費及び一般管理費の増加を上回ったため、営業損益は大幅に改善し205百万円の営業損失（前期は1,476百万円の営業損失）となりました。

[その他の事業]

その他の事業は機能性食品事業、印刷事業、情報通信事業及び不動産賃貸事業が中心であります。その連結売上高は前期比122.7%の4,318百万円となりました。一方、当セグメントに属する連結子会社である川東商事株式会社の容器事業を、酒類・食品セグメントのタカラ容器株式会社へ移管・集中したことにより、セグメント間の売上を含めたセグメント売上高は前期比93.1%の11,148百万円となりました。この結果、営業利益も前期比69.9%の485百万円となりました。

（所在地別セグメントに関する記載については、全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、ここでは省略しております。）

(2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益7,660百万円、減価償却費5,710百万円に加え、飲料事業撤退などによる売上債権の減少1,333百万円や、当連結会計年度末日が休日だったことによる未払酒税の増加1,433百万円などがありましたので、法人税等の支払額3,362百万円控除後で12,782百万円の収入と前期に比べ大幅な増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得による支出3,960百万円、投資有価証券の取得による支出3,988百万円などにより7,526百万円の支出となりました。クロンテック社の取得による支出の大きかった前期に比べ大幅な支出減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパーの発行・償還（同額）によるものを除けば、配当金の支払額1,949百万円以外に大きなものはなく1,558百万円の支出となりました。344百万円の収入があった前期に比べ、差引1,902百万円のキャッシュ・フロー減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は前期より3,899百万円増加し、29,601百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）における生産実績を事業の種類別セグメントごと及び品種別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
品種		
酒類・食品		
焼酎	78,684	99.7
ソフトアルコール飲料	19,238	93.3
清酒	22,099	93.2
その他酒類	5,349	101.9
酒類計	125,372	97.5
本みりん	16,130	101.6
その他調味料	5,065	109.1
調味料計	21,196	103.3
飲料	6,473	51.2
原料用アルコール等	3,189	141.1
計	156,231	95.3
バイオ	10,862	137.0
その他	2,340	97.7
合計	169,434	97.2

- (注) 1. 金額は酒税込み、消費税等抜きの販売価格によっております。
2. 原料用アルコール等については、製品として販売するほか酒類等の原料として使用しておりますので、ここでは販売数量に対応する金額を記載しております。
3. 飲料の生産は、ほぼ全量を外注によっております。

(2) 主要な原材料価格

当連結会計年度における酒類・食品セグメントの主要な原材料である粗留アルコールの購入価格は、世界的な石油価格の高騰の影響を受け、前連結会計年度に比べ約4割上昇しております。

(3) 受注状況

受注生産はほとんど行っておりません。

(4) 販売実績

① 事業の種類別セグメントごとの販売実績

当連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）における販売実績を事業の種類別セグメントごと及び品種別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
品種		
酒類・食品		
焼酎	78,017	98.0
ソフトアルコール飲料	19,331	96.4
清酒	24,180	96.9
その他酒類	10,711	105.0
酒類計	132,241	98.1
本みりん	16,062	99.7
その他調味料	5,130	108.0
調味料計	21,192	101.6
飲料	7,098	57.6
原料用アルコール等	5,774	148.4
その他	7,335	173.2
計	173,642	98.6
バイオ	20,574	124.8
その他	4,318	122.7
合計	198,535	101.2

(注) 1. セグメント間の内部売上高は除いて記載しております。
2. 金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。

② 相手先別販売実績

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	販売金額 (百万円)	総販売金額に 対する割合(%)	販売金額 (百万円)	総販売金額に 対する割合(%)
国分株式会社	32,360	16.5	34,862	17.6

(注) 販売金額には酒税を含んでおりますが、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

日本経済は転換期にあり、2006年をピークとして人口が減少に転じると予想されております。高齢化が進み、既に飲酒人口は減少しつつありますが、いよいよ総人口の減少が始まります。

大衆消費財の製造販売を中核事業とする当社グループにとって、マーケットサイズが確実に縮小することで競争がさらに激化することが予想されます。また、競合は酒類業界だけでなく全業種間の競争となりますが、その厳しい状況のなかで勝ち残っていくという課題に直面しております。

酒類・食品部門ではこのような情勢のなか、平成17年4月に第6次中期経営計画をスタートし、事業構造改革に向けて以下の取り組みを行っております。

- ①国内酒類事業の収益力の向上
- ②高齢化などの影響を受け拡大する「中食市場」、「機能的食品」へのチャレンジ
- ③酒類用及び工業用アルコール市場でのシェア拡大と新規市場への参入
- ④海外での事業拡大と新規ビジネスの創造
- ⑤事業活動を支える不断のコスト削減

バイオ部門では、研究開発型の企業としてバイオテクノロジー関連技術・製品の開発に取り組んでおり、収益基盤であり技術基盤である「遺伝子工学研究分野」、遺伝子治療・細胞医療の事業化を目指す「遺伝子医療分野」、独自技術により科学的根拠を明確にした機能的食品素材を軸に展開する「医食品バイオ分野」の3つの事業分野に経営資源を集中し、迅速に拡大展開することが重要であると考えております。そのために、研究開発体制の強化、製造関連設備の整備、マーケティング能力の向上など、あらゆる面で手を打ってまいります。

また、売上高に比較して多額の研究開発費を投下しておりますが、当社グループが目指す遺伝子医療の商業化のためには、研究開発費の先行投資が必要であり、それを支える収益基盤を早期に確立することが重要であると考えております。

当社は持株会社として、これらの課題の解決に向けグループ全体の経営を調整、統括することにより、TaKaRaグループの企業価値向上のため邁進してまいります。

当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、買収防衛策の導入及び買収防衛策に基づく対抗措置の発動の判断にあたり、株主の意思を反映させるために、原則として当社株主総会での決議をもって執り行うことを内容とする「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」を決議し、同日公表いたしました。以下はその全文であり、平成19年5月15日現在の記述であります。なお、文中の株主総会の承認を前提とする記述に関しましては平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会で承認されております。

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下「株主共同の利益」といいます。）が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて 人間の健康的な暮らしと 生き生きとした 社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探索し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

平成12年には、10年間の長期経営構想「TE-100(TaKaRa Evolution-100)」（以下「TE-100」といいます。）を策定し、経営目標として「当社グループの企業価値の向上」を掲げ、「業績の進化」「事業の進化」「経営の進化」「風土・人財の進化」「社会・環境行動の進化」という5つの進化の実践に取り組んでおります。この長期経営構想「TE-100」の下、平成14年には、酒類・食品事業を主たる事業領域とする宝酒造グループと、

バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。以後、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、当社は持株会社として、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求することで、当社グループの企業価値の向上に努めております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・食品事業とバイオ事業という異なるビジネスモデルを持つ両事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

(2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる企業価値の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

当社グループは、長期経営構想「TE-100」のもと、3年単位の中期経営計画を策定することにより、各事業の目標及び方向性を具体化し、企業価値の向上を着実に伸展させる仕組みを用いております。

具体的には、平成17年4月にスタートした第6次中期経営計画では、「さらなるグループ企業価値の向上を目指す」をテーマに、

- ・第5次中期経営計画（平成14年4月～平成17年3月：持株会社体制下）で構築したグループ企業価値向上のための基盤をさらに磐石なものにする
- ・新規のビジネス領域に積極的に挑戦し、次なる成長基盤を作る

という方向性に基づいて事業を進めております。

また、主たる事業会社グループの各テーマは以下のとおりです。

●宝酒造グループ：新たなマーケットへのチャレンジと、収益力の強化

- ・国内酒類事業の収益力の強化
- ・国内非酒類事業と海外事業への注力
- ・不断のコスト削減

●タカラバイオグループ：成長基盤の確立と、安定的な収益基盤の確立

「遺伝子工学研究分野」の事業拡大を図り、「医食品バイオ分野」の収益改善を進め、「遺伝子医療分野」における研究開発をさらに積極的に推進する。

これらの事業活動により、当社グループの企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることの実現に日々取り組んでおります。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、その充実に努めております。

具体的には、平成19年5月15日現在、当社は、9名の取締役で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。平成18年6月には、社外監査役を1名増員し、5名の監査役のうち3名を会社法第2条第16

号に定める社外監査役といたしました。当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、平成18年6月29日開催の第95回定時株主総会において、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期を1年に変更することをご承認いただきました。加えて、平成19年6月28日開催予定の当社第96回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、社外取締役1名の選任をご承認いただきたく、議案を付議しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり企業価値を向上させるために、ひいては、株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入の目的

当社は、前記1. (1)のとおり、企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することが望ましいと考えております（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3. (4)をご参照下さい。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3. (1)において定義します。）が大規模買付ルール（後記3. (1)において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上の最大化に資するものと考えております。

平成19年5月15日現在、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること、及び買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを導入いたします。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

(注1) 「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（証券取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注2) 「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注1）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等

の保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、）をいい、②特定株主グループが、前記（注1）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注3）「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

(2) 大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）から最大30営業日以内に行われる当社取締役会による買付提案（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
- (b) 検討期間開始日から最大30営業日以内に行われる当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合、事務手続上可能な最も早い営業日において開催するものとします。）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様のため必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当と認める時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ、買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(j)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記(3)ア(イ)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループ（特に上場子会社）の経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係
- (j) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から必要情報が提出された場合、当社取締役会は、情報提出があった日を検討期間（後記ウ

において定義します。以下、同じとします。)の開始日(以下「検討期間開始日」といいます。)として、買付提案についての検討を開始します。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様はその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、買付提案に関する検討と並行して、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の意見も参考にして、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を充たすか否かについての検討を行い、必要情報リストの要件を充たさない場合には、大規模買付者に対して、当社取締役会及び株主の皆様の意思決定のために必要であり、必要情報リストの要件を充たすために改めて提出することが必要な情報(以下「必要的追加情報」といいます。)を提出するよう求めていくものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報及び必要的追加情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記(3)イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間(後記エに従って延長される場合を除き、延長はしないものとします。以下「検討期間」といいます。)は大規模買付行為を開始してはならないこととします(大規模買付ルール②(a))。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報、必要的追加情報(ある場合のみ。以下、同じとします。)及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします(後記エに従って延長される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表いたします。)

大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い営業日において開催するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします(大規模買付ルール②(b))。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、検討期間開始日以降に、買付提案の変更を行う場合(以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。)、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

この場合、変更買付提案に係る必要情報の提出があった日をもって、新たな検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

当社取締役会は、新たな検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様はその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

もっとも、当社取締役会が、外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較

して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提出を受けた情報が、必要情報として十分ではないと判断した場合には、変更買付提案に係る必要的追加情報の提出を求めるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者により、変更買付提案に係る必要情報及び必要的追加情報のうち、株主の皆様意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、決議の結果を公表するとともに、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。

株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果、必要情報及び必要的追加情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性があると判断した場合

当社取締役会が、前記1. (1)記載の基本方針に照らして相応しくない大規模買付者が現れ、対抗措置発動の必要性があると判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(2)ウのとおり、当社は、検討期間終了後60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催します。この場合、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第13条に基づいて（本定時株主総会において、別紙2記載の定款変更案に関する議案について、株主の皆様にご承認いただくことを前提といたします。）、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととします。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することといたしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報及び必要的追加情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合、又は大規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守していないことが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。

なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様には割り当てられる新株予約権の概要は、後記(5)「新株予約権の概要」のとおりとします。

(5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様には割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙3に規定するとおりです。なお、別紙3に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様にご与える影響

前記3.(3)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。）のでご留意下さい。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることとなります。

割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することとなります（ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、新株予約権無償割当てに関する決議がなされた場合、及び新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、当社株式の価格が少なからず変動することもありますので、株主の皆様におかれましては十分ご注意下さい。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様が必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。

当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様には本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を完了していただく必要があります（証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。）。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様へ、ご自身が本新株予約権者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、会社法及び証券取引法等の各種法令、その他証券取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっています。

(3) 株主の皆様の意思を反映するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様から、別紙2記載の定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを導入の条件としており、その導入に株主の皆様の意思が反映されています。

また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6.(2)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、前記1.(2)のとおり、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

6. その他

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとし、平成22年に開催される当該定時株主総会において、改めて、株主の皆様へ、本プランを維持するか否かを判断していただくことといたします。

(2) 本プランの改廃

本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

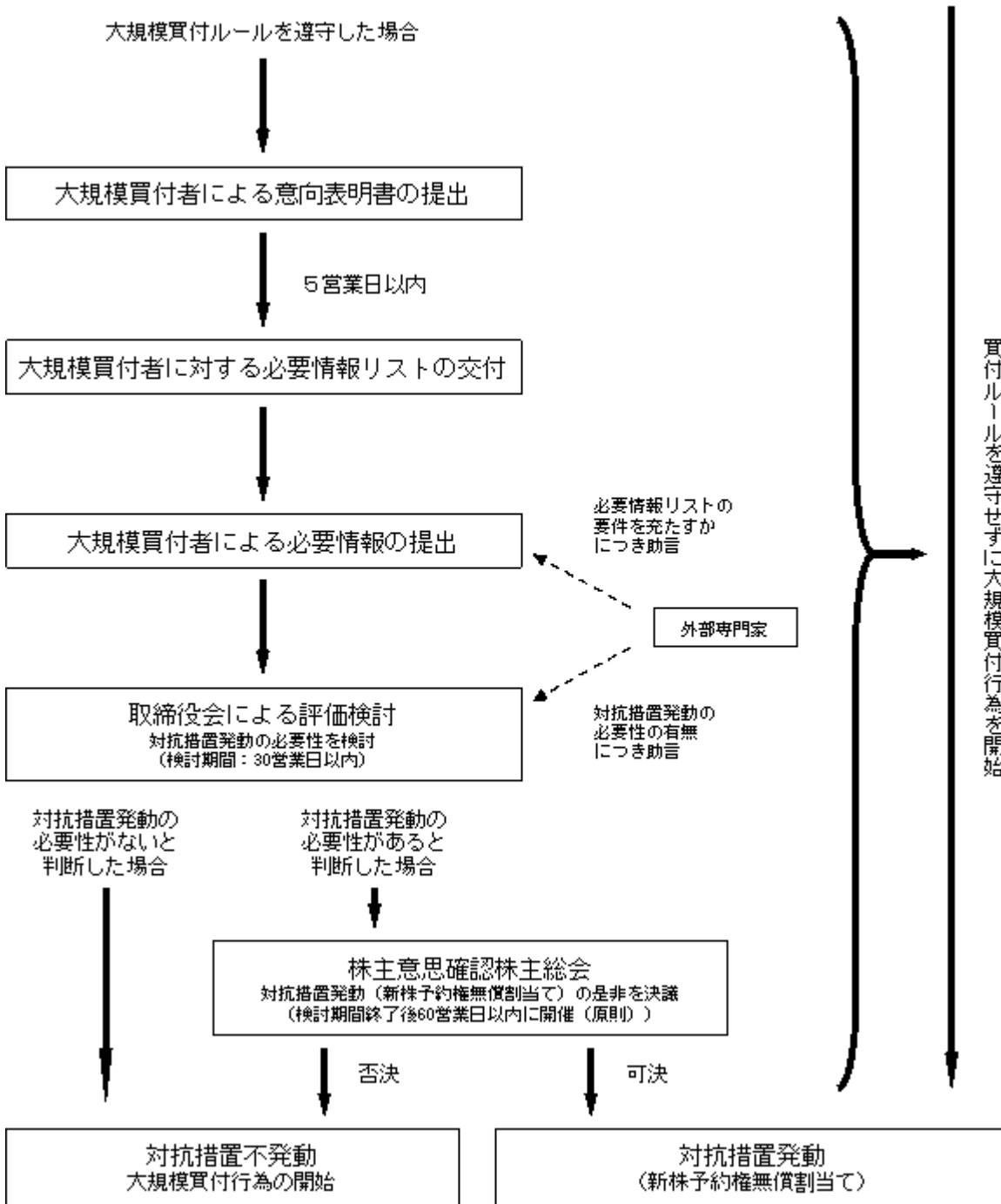
また、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以 上

<大規模買付ルール>

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日以内に終了する当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
- (b) 株主意思確認株主総会が開催される場合には、株主意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない

大規模買付者の出現



別紙2 定款変更

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u></p> <p><u>第13条 新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議により決定するほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる。</u></p>

別紙3 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等
当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。
2. 本新株予約権の総数
割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。
3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日
本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
6. 本新株予約権の行使条件
大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。
7. 本新株予約権の譲渡による取得
本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。
8. 本新株予約権の行使期間
当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。
9. 本新株予約権の取得の条件
当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があります。
10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、発行しないものとします。
11. その他
その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業、その他においてリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しています。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。なお、以下の記載事項は投資判断に関連するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意下さい。

記載中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成19年6月28日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1)酒類・調味料事業及び同事業の事業環境等に係るリスク

①特定市場・特定商品への依存について

酒類・調味料事業の売上高の9割以上は、日本国内のものであり、その市場は、消費者の嗜好の変化の影響を受けやすいものであります。当社グループは、消費者の嗜好の変化を捉えた商品の開発や、他社商品と差別化を図った独創的な商品の開発に注力しておりますが、特に近年では、消費動向の変化が加速しております。そのため、今後当社グループが消費者の嗜好や市場の変化を捉えた魅力的な商品を提供できない場合は、将来の成長性や収益性を低下させ、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また日本では、少子化、高齢化が進行し、すでに人口は減少局面に入りつつあると言われております。人口の減少が酒類の需要の減少を招いた場合には、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

近年の酒類小売免許の規制緩和に伴い、流通構造は大きく変化し、競合各社の価格・製品戦略による圧力の高まり等、競争は激化しております。これらの競争が、当社グループにおいて進めております高付加価値商品の開発・育成や、ブランド力強化、流通業態の変化に対応した販売活動、そしてコストダウン等の戦略・施策で対応できないほどに激化する場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③製造に関する依存について

酒類商品の大部分は、伏見工場（京都市伏見区）及び松戸工場（千葉県松戸市）で製造され、また当社グループは、それらの工場における製造ラインの拡大を行っております。従いまして、これらの地域において大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合、当社グループの商品の生産、供給能力が著しく低下し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの主要な原材料であるエチルアルコールは、消防法において第4類危険物（火災発生、拡大の危険性が大きく、消火の困難性が高いなどの性状を有する引火性液体）として指定されています。

④原材料価格の変動について

当社グループの原材料の調達については、調達先の国または地域の天候や経済状況の影響を間接的に受ける可能性があります。焼酎等の原料である粗留アルコールは主に南米やアジア地域の、また清酒等の原料米は主に日本の天候、原料相場の影響を受けます。近年では、世界的な原油や砂糖相場の高騰により、粗留アルコールの買入価格が上昇しています。原材料の調達価格の高騰は製造コストの上昇に繋がり、また市場の状況等により販売価格に転嫁できない場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤特有の法的規制について

酒類事業は、日本国内において酒類の製造免許、販売業免許、酒税等を定める酒税法の規制を受けております。当社グループは酒税法に基づき、販売業免許のほか、種類別、製造場ごとに所轄税務署長の製造免許を取得しています。今後の事業展開においても酒税法の規制を受けるほか、酒税の税率の変更によって酒類の販売価格、販売動向等に影響を受ける可能性があります。

⑥飲酒に対する社会的規制について

酒類は一般的に、適度な飲酒は疲労感を和らげ、食欲を増進させるなどの効果を持ち、適正な飲酒習慣はストレスを緩和し、人間関係を円滑にする役割を果たす一面を持つと言われてはいますが、一方で、人々の健康の保持・向上という観点からの考慮を必要とする、他の一般物品にはない致酔性、慢性飲酒影響による臓器障害、アルコール依存症、未成年者飲酒、妊娠している女性の飲酒を通じた胎児への影響といった種々の問題を有していることが指摘されています。当社グループでは、これらの指摘を認識したうえで、酒類の製造、販売を行う企業として、人々の健康を維持増進し、社会的責任を果たす観点から「節度ある適度な飲酒」を普及啓発する様々な

取り組みを行っておりますが、これらのアルコールに関連する諸問題が社会的に一層深刻となった場合には、当社グループの製造・販売活動に何らかの影響、規制が及ぶ可能性があり、酒類事業の将来性、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) バイオ事業及び同事業の事業環境等に係るリスク

① 研究開発活動について

バイオ事業においては、多岐にわたるバイオテクノロジー関連産業分野において広範囲にわたる研究開発活動を行っており、当社グループは、競争優位性を維持していくためにも、研究開発活動を非常に重要であると考え、積極的に研究開発費を投下しております。しかしながら、研究開発活動は計画通りに進む保証はなく、特に遺伝子医療分野における臨床開発については長期間を要しますので、十分な研究開発活動の成果が適時にあがる保証はないことから、研究開発活動の遅延により、当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、現在推進している研究開発活動から必ずしも期待した効果を得られる保証はなく、その結果当社グループが計画する収益を上げられない可能性があります。

② 競合について

現在のバイオ事業の収益基盤である遺伝子工学研究分野において、主たる製品は、遺伝子増幅法PCR法(*)関連の研究用試薬であります。当社グループのPCR法に関するライセンス契約は非独占的で、ライセンスを保持している企業は多数あり、競争はますます激化しております。また、理化学機器の製造販売には医療機器のような許可や承認を必要としないことから、参入は比較的容易であり、多数の競合企業が存在しております。

遺伝子医療分野では、様々な遺伝子導入法や効率的なベクターが開発されてきており、遺伝子治療の対象疾患も先天性遺伝病・感染症・種々のがんから、致死的でない慢性疾患にまで広がり、さらに細胞医療に関しては、直接的な疾患治療の目的だけでなく患者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を改善させる目的にも適応することができるようになり、大きな市場が望めるようになったことから、欧米のベンチャー企業を含め多数の企業が遺伝子治療の研究開発に取り組んでいます。

医食品バイオ分野においては健康食品ブームでもあり、その急拡大している市場を目指し、食品企業のみならず製薬企業まで多数の企業が参入しています。いわゆる表示義務の問題などから効能や効果の表現が難しいうえに、差別化のために実験データを販売促進に使用することができないため、新規参入が容易で競争はますます激化しています。

これらの市場環境のもと、当社グループでは、新たな事業プロジェクトの立ち上げや研究開発段階にあるプロジェクトの早期の商業化に努めておりますが、他社が同様の製品や技術を当社グループより先に商業化した場合、あるいは当社グループが保有する技術より優れた技術を商業化した場合には、当社グループの事業計画、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(*)PCR法：Polymerase chain reaction法（ポリメラーゼ連鎖反応を使ったDNAの複製法）

③ 製造に関する依存について

遺伝子工学研究分野における製品製造の大部分は、中国の子会社である宝生物工程（大連）有限公司で行っております。従いまして、これらの地域において治安の悪化や大規模な地震、その他の操業を中断する事象が発生した場合、当社グループの商品の生産、供給能力が著しく低下し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 特有の法的規制について

遺伝子工学研究分野における研究開発を進めるにあたっては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律や遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律などの関連法規の規制を受けており、当社グループは当該法規制を遵守していく方針であります。また、試薬類の製造販売にあたっては、毒物及び劇物取締法など関連法規を遵守する必要がありますが、薬事法に定める医薬品ではないことから、同法の適用及び規制は受けておりません。しかしながら、遺伝子関連産業の拡大などに伴い、このような規制が強化されたり、新たな規制が導入された場合などにおいては、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

遺伝子治療や細胞医療の商業化は、薬事法など関連法規の規制を受けており、当社グループは当該法規制を遵守していく方針であります。これら薬事法など関連法規は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、商業活動のためには所轄官公庁の承認または許可が必要になります。当社グループが遺伝子医療分野で研究開発を進めている個々のプロジェクトについて、かかる薬事法に基づく許可が得られるかどうかは未定であります。また、活性化リンパ球療法のような新しい療法については、今後薬事法や医師法などの承認やその他規制が及ぶ可能性があり、このような規制が強化されたり、新たな規制が導入された場合などにおいては当社グループの事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。また、遺伝子診断事

業を行うにあたっては、臨床検査技師等に関する法律等の関連法規を遵守していく必要があります。

⑤知的財産権について

当社グループは、研究開発の成否がそのまま事業開発の成否につながるバイオ事業において、特許その他の知的財産権の確保が非常に重要であると認識しており、競合他社を排除するために自社の技術を特許で保護しております。今後も研究開発を進めていくにあたり、特許出願を第一に考え対応していく方針ですが、出願した特許すべてが登録されるとは限らず、また登録特許が何らかの理由で無効となったり、期間満了などにより消滅した場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、バイオテクノロジー関連産業においては、日々研究開発競争が繰り広げられており、当社グループが自らの技術を特許権により保護したとしても、当社グループの研究開発を超える優れた開発力により、当社グループの特許が淘汰される可能性は常に存在していると考えております。さらに、当社グループは今後の事業展開の中で、有望な他者特許については取得またはライセンスを受ける方針ではありますが、このために多大な費用が発生したり、必要な他者特許が生じてもそのライセンスが受けられない可能性があります。

(3) グループ共通のリスク

①投資有価証券の減損処理について

当社グループでは、時価のある有価証券を保有しておりますが、時価が著しく下落した場合には、取得原価と時価との差額を当該期の損失とすることとなり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②固定資産の減損会計適用について

当社グループでは、固定資産を保有しておりますが、固定資産の減損に係る会計基準の対象となる資産又は資産グループについて減損損失を認識すべきであると判定した場合には、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当該期の損失とすることとなり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。年金資産運用で利回りが悪化した場合には当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④海外展開について

当社グループは、北米、欧州、中国を中心とするアジアなどにおいても、生産、販売など事業活動を展開しております。これらの国または地域で、経済状況、政治、社会体制等が著しく変化したり、また地震など自然災害の発生による影響を受けた場合は、需要の減少や、生産施設における操業の中断などを引き起こし、当社グループの事業計画や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤為替レートの変動について

当社グループが事業を展開する日本国外の各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されております。これらの項目は、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

当社グループは、為替予約取引など為替ヘッジ取引を行い、米ドル及び円の為替レートの変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、中長期的には為替変動により計画的な調達及び販売活動を確実に実行できない場合があるため、為替レートの変動は当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥製造物責任について

当社グループが開発、製造する全ての商品について製造物責任賠償のリスクが内在しています。特に、酒類、食品、医薬品、医療機器などについては、製造、販売、臨床試験において瑕疵が発見され、健康障害等を引き起こしたりした場合には製造物責任を負う可能性があります。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。大規模なリコールや製造物責任賠償につながるような商品の欠陥は、多額のコストが発生するうえに、当社グループの評価に重大な影響を与え、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦特有の行政制度及び法的規制について

当社グループは、事業を展開する各国において、事業・投資の許可、国家安全保障又はその他の理由による輸出制限、関税をはじめとするその他の輸出入規制等、様々な政府規制の適用を受けております。また、通商、独占禁止、特許、消費者、租税、為替管制、運輸、環境・リサイクル関連の法規制の適用もを受けております。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性があり、またコストの増加につながる可能性があります。

また、食品を扱う会社として、食品衛生法に基づいた営業施設の整備、器具・容器包装の管理やその他の製造工程及び販売などの管理運営を行っております。当社グループでは、食品衛生法を遵守し、食品衛生管理には万全の注意を払っておりますが、食品衛生問題や故意の妨害も含め食品の安全問題は不可避の問題でもあり、これらに関する問題が発生した場合は、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、健康食品の販売にあたっては、薬事法に基づいた効能効果や用法用量などの表示や広告についても遵守するよう努めておりますが、一般的に健康食品の性質上、いわゆる表示義務違反となる可能性は完全には否定しがたく、そのような場合には当社グループへの信頼の低下等により、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一部の商品の販売では、インターネットによる通信販売を展開しており、特定商取引に関する法律に基づいた表示規制などについても遵守する必要があります。

⑧情報の管理について

当社グループは、販促キャンペーンや通信販売等により、多数の個人情報を保持しており、個人情報の管理に関しては、管理体制の構築、責任者の設置、従業員に対する継続的な研修会の実施等、個人情報の漏洩を防ぐための万全の努力をしております。しかしながら予期し得ない事象により、個人情報に限らず社内情報の紛失、漏洩、改ざんなどのリスクがあり、このような事態が発生した場合には、当社グループへの信頼の低下等により、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨訴訟について

当社グループでは、事業の遂行にあたり各種法令及び規制等に違反しないようコンプライアンス活動を強化するなど最善の努力をしております。しかしながら国内外において事業活動を遂行していくうえで、当社グループ及びその従業員が法令等に対する違反の有無にかかわらず、製造物責任法や知的財産権、発明対価請求などの問題において訴訟提起される可能性を抱えています。万が一当社グループが訴訟を提起された場合、また不利な判決結果が生じた場合は、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは蓄積された発酵技術を基礎に、バイオテクノロジーの技術を応用し、酒類・食品、バイオの各事業部門で幅広い研究活動を展開しております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は3,593百万円（セグメント間の取引消去後）であり、各事業部門における研究内容等は次のとおりであります。

（酒類・食品セグメント）

酒類・食品セグメントにおいては、宝酒造の技術部及び研究開発センターを中心に、差別化された付加価値の高い新製品の開発や、その基盤となる新技術の開発及び微生物による香味成分の生成に関する研究開発を行っております。

焼酎では、全量芋焼酎「一刻者」の原料展開として金時芋を使用した「金時一刻」、原料に麴を全量使用した黒壁蔵本格米焼酎「米全麴」、木桶蒸留器で蒸留した原酒を3年以上甕で熟成させた黒壁蔵本格芋焼酎「木桶蒸留」＜長期かめ貯蔵＞など原料や製法にこだわった高付加価値商品を開発いたしました。清酒では、全国新酒鑑評会で金賞を受賞した吟醸酒を氷室で貯蔵した松竹梅白壁蔵「三年連続金賞受賞酒」セットや雪の中で半年間熟成させた「松竹梅白壁蔵＜特別純米＞雪中貯蔵」、
「同＜純米吟醸＞雪中貯蔵」などの高品質商品を、また「庄内産コシヒカリ」などの原料米を用いた差別化商品を上市いたしました。リキュールでは、糖原料やアルコール原料にこだわった高付加価値梅酒「和三盆梅酒」、「芋焼酎仕込梅酒」や漬け込み原料にこだわった高付加価値リキュール寶宮崎産完熟金柑酒「芳醇金柑」を開発しました。チューハイ関連では従来にないやわらかな泡立ちと泡持ちを実現したタカラcanチューハイ「WMI X」＜メロンスパークリング＞、＜ストロベリースパークリング＞を、またドライな味わいを訴求するTAKARA「焼酎ハイボール」のシリーズとして新たに＜ジンジャーゴールド＞、＜ライム＞、＜ウメドライ＞

を加えるとともに、ストレート混濁果汁を使用することで果実本来の旨さを追求したタカラcanチューハイ「直搾り」を開発いたしました。調味料では研究開発センターで育種した有機酸高生成酵母を使用し、旨みとマスキング効果を高めた京寶「赤ワイン」、「白ワイン」を、また高濃度にするにより消費者の利便性を高めた京寶「本料理清酒<濃醇>」、本格米焼酎仕込で風味を高めた京寶「本みりん<本格米焼酎仕込み>」などを開発しました。

なお、当セグメントに係る研究開発費は357百万円であります。

(バイオセグメント)

バイオセグメントにおいては、日本国内でトップシェアを有する遺伝子増幅法関連試薬などの遺伝子工学研究用試薬をはじめ、遺伝子・ゲノム解析、遺伝子治療、細胞医療並びにバイオ医食品など、広範囲の分野における幅広い研究開発活動を、タカラバイオ㈱のバイオ研究所、細胞・遺伝子治療センター、製品開発センター、米国のクロンテック社を中心に展開しております。

遺伝子工学研究分野においては、世界最高レベルの増幅速度を持つPCR酵素「PrimeSTAR™ MAX DNA Polymerase」及び新規逆転写酵素「PrimeScript™ Reverse Transcriptase」を開発いたしました。クロンテック社では2種類のプロモーター活性を同じ培養細胞で確認できる研究用試薬「Ready-To-Glow™ Dual Secreted Reporter System」を開発いたしました。

遺伝子医療分野においては、伊国モルメド社、米国バイレクシス社、独国オイフェッツ社に加え、韓国バイロメッド社にも、タカラバイオ㈱が開発した血球系細胞への高効率遺伝子導入技術「レトロネクチン法」をライセンスし、「レトロネクチン法」の臨床開発を進めております。当連結会計年度においては、米国メモリアル・スローン・ケタリングがんセンターが実施する慢性リンパ性白血病の遺伝子治療及び豪州ピーター・マッカラムがんセンターが実施する多発性骨髄腫の遺伝子治療に関するそれぞれの臨床研究に対して、タカラバイオ㈱が開発したレトロネクチン®の供給を開始いたしました。

また、タカラバイオ㈱は、日本において国立がんセンターと共同で白血病を対象とした遺伝子治療の臨床開発を、三重大学医学部と共同で食道がんを対象としたTCR遺伝子治療の臨床開発を、それぞれ進めております。中国においては、中国医学科学院がん病院と共同でレトロネクチン®を用いたがん免疫療法の臨床開発を進めておりますが、さらに中国疾病予防管理センター国立エイズ性病予防管理センターと、タカラバイオ㈱が開発したRNA分解酵素を用いたエイズ遺伝子治療法のサルでの試験を目指した共同研究を開始いたしました。また当連結会計年度において得られた研究成果として、エイズウイルスが特異的に発現するTatタンパク質によって、RNA分解酵素 (MazF) の発現が誘導される発現系を構築し、その発現系が組み込まれたヒトのT細胞由来のCEM細胞に、エイズウイルスを感染させたところ、約2週間後にウイルスはほぼ完全に消滅しており、検出されないことを確認いたしました。さらに「がん免疫療法」において行われるヒトリンパ球の拡大培養の際に、レトロネクチン®を用いることにより、がん細胞を特異的に殺傷する能力が従来法と比べて約2倍となることを発見いたしました。

医食品バイオ分野では、医食同源をコンセプトに、昆布フコイダン、寒天オリゴ糖、明日葉カルコン、きのこテルペン等の生理活性物質の探索を行っており、これらの研究成果をもとに健康志向食品分野でのビジネス展開を積極的に推進しております。当連結会計年度においては、マウスに経口投与することによって、ガゴメコンブのフコイダンが、オキナワモズクやワカメメカブなどのフコイダンと比較して、より強い抗腫瘍活性を有することを見出しました。また、ブタの煮骨から、骨の形成に必須なたんぱく質「活性型オステオカルシン」を含有する抽出物の、食品加工技術を用いた製造方法を開発しました。

なお、当セグメントに係る研究開発費は3,239百万円であります。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

なお、この連結財務諸表の作成に当たりましては、引当金の計上など一部に当連結会計年度末時点での将来見積りに基づいているものがありますが、これら見積りは、当社グループにおける過去の実績や将来計画を考慮し、「退職給付に係る会計基準」「税効果会計に係る会計基準」「金融商品に係る会計基準」「固定資産の減損に係る会計基準」などに準拠して行っております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1. 業績等の概要」に記載のとおりであります。

酒類・食品セグメントでは消費者の低価格志向、ビールメーカーなどの他社との厳しい販売競争、国内飲酒人口の減少傾向など厳しい経営環境が続いております。当社グループも、売上高が伸び悩む一方で、世界的な原油価格の高騰の影響を受けた粗留アルコールの買入価格の上昇などによる原価率の上昇がコストダウン努力を上回っております。しかし、ここ数年増加の一途であった販売促進費に関して徹底した利益マネジメントで削減への道筋をつけることができました。また営業赤字の状態が続いていた宝酒造株式会社の飲料事業の撤退もあり、販売費及び一般管理費が大幅に減少したため、当セグメントの営業利益は前期比107.3%の8,157百万円と増益となりました。

バイオセグメントでは遺憾ながら5期連続で営業損失を計上しておりますが、その損失額は過去2年に比べ大幅に改善しております。当連結会計年度は、クロンテック社の買収効果の通年寄与により売上高、売上総利益とも大幅に増加したため、クロンテック社通年連結による販売費及び一般管理費の増加もありましたが、営業損失は前期より1,270百万円減少し205百万円となりました。

バイオセグメントでは既存のビジネスモデルの拡大による収益向上だけではなく、遺伝子治療や医食品バイオといった新規分野に積極的に研究開発資金を投下し、将来の飛躍的な収益増加を目指しております。そのため今後も研究開発投資を加速していく必要があると判断しております。

以上のように、酒類・食品セグメントの増益、バイオセグメントの収益改善により、その他のセグメントも含めた当社グループ全体の営業利益は前期比129.3%の7,660百万円、経常利益は前期比132.3%の7,846百万円とそれぞれ増益となりました。

特別損益では、飲料事業撤退に伴う特別損失657百万円などがありましたが、投資有価証券の売却益852百万円を計上し、税金等調整前当期純利益は7,660百万円となりました。なお経常利益段階では前期比増益でしたが、前期の特別損益には持分変動利益3,564百万円などがあったため、税金等調整前当期純利益は前期比97.3%と減益となり、当期純利益もタカラバイオ株式会社の黒字化による少数株主利益の増加（当期純利益にはマイナスの効果）もあり、前期比79.1%の4,208百万円と減益となりました。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における流動資産は112,666百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,096百万円増加いたしました。増加の主な内訳は、余資運用による有価証券（コマーシャル・ペーパー）及びその他流動資産（信託受益権）の増加であります。固定資産では有形固定資産が、減価償却に比べ新規投資が少なかったため減少いたしました。以上の結果、総資産は213,393百万円とほぼ前期並みとなりました。

流動負債は、1年内償還予定となった社債5,000百万円や、連結会計年度末日が休日だったことによる未払酒税の増加などにより6,570百万円増加し、52,176百万円となりました。また支払手形及び買掛金が減少し、未払費用が同程度増加しておりますが、一部子会社の債務支払方法の変更によるもので、実質的な変動はありません。固定負債は社債の流動負債への振替や有価証券の時価評価差額の減少による繰延税金負債の減少により7,081百万円減少し45,646百万円となりました。以上の結果、負債合計は97,823百万円とほぼ前期並みとなりました。

少数株主持分を除いた純資産（自己資本）は、利益剰余金の積み上げと、その他有価証券評価差額金の減少がありました。前連結会計年度末における資本合計とほぼ同額の102,507百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は48.0%となり、前期に比べ0.1ポイント増加いたしました。

(4) 中長期的な経営戦略

第6次中期経営計画（平成17年4月～平成20年3月の3か年間）に掲げた基本戦略は以下のとおりです。

- ・宝酒造グループでは、その事業基盤である国内酒類事業の収益力を高めるとともに、国内非酒類事業及び海外事業へ積極的にチャレンジし、社会環境の変化に適応できる基盤作りを行います。
- ・タカラバイオグループでは、「遺伝子工学研究」「遺伝子医療」「医食品バイオ」の3つの事業分野に照準を合わせ、安定的な収益基盤を確立していく一方で、事業構造の改革を進め、成長基盤の構築を目指します。
- ・少子化・高齢化対応の新規事業領域において、将来の成長基盤となるような新しい事業の芽を立ち上げます。
- ・持株会社体制への移行後に推進してきたコーポレート・ガバナンスの基本方針をベースに、商法改正等の環境変化に適切に対応し、連結経営体制を一層進化させることでさらなるグループ企業価値の向上を目指します。
- ・法令遵守の姿勢や倫理性を確保し、コンプライアンス体制を維持することや、社会動向に対応した環境活動に取り組むことで、グループ企業価値の向上を目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業利益の増加に加え、当連結会計年度の設備投資が減価償却を下回ったこと、前連結会計年度のような大型投資案件がなかったことなどにより、現金残高が増加しております。これにより本年7月の社債の償還は当面自己資金で賄う予定であり、季節的な資金需要については例年同様コマーシャル・ペーパーの発行で対応する予定であります。これらを含めて現時点の計画に基づく十分な流動性を確保しております。

酒類・食品セグメントの次期の設備投資は、減価償却の範囲に収まる見込みであります。M&Aなど自己資金を超える資金が必要な場合には社債の発行などで調達する可能性があります。なお当社の既発行社債の債券格付、発行登録予備格付はともに格付投資情報センター（R & I）及び日本格付研究所（J C R）からA格を取得しております。

この他、機動的な資金調達を目的に、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定しております。

バイオセグメントの当面の研究開発投資、設備投資資金につきましては、自己資金で賄う予定であります。今後新規事業の立ち上げや事業規模の拡大により資金需要の増加が見込まれる場合は別途資金調達の可能性があります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、酒類・食品部門並びにバイオ部門における生産能力及び研究開発設備の増強、維持並びにIT関連投資を目的として実施し、その金額は建設仮勘定に計上したものを含め総額3,617百万円であります。

事業のセグメント別の設備投資（無形固定資産を含む）は、以下のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	内容	投資金額 (百万円)
酒類・食品	宝酒造(株) 販売物流システム更新	671
	その他	1,901
	計	2,573
バイオ	タカラバイオ(株) 上屋久町土地購入	188
	その他	763
	計	952
その他		96
消去又は全社		△4
合計		3,617

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)	合計 (百万円)	
					面積 (㎡)	金額 (百万円)			
本社 (京都市下京区)	全社、その他 (不動産賃貸)	その他設備 (注5, 7)	150	15	485,110	2,447	465	3,079	16 [-]

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (㎡)	金額 (百万円)			
宝酒造(株)	松戸工場 (千葉県松戸市)	酒類・食品	原料用アルコール、酒類、酒類調味料生産設備	2,132	2,618	139,865	758	77	5,586	185 [20]
宝酒造(株)	楠工場 (三重県四日市市)	酒類・食品	原料用アルコール、酒類、調味液生産設備	894	576	57,178	363	32	1,866	73 [2]
宝酒造(株)	伏見工場 (京都市伏見区)	酒類・食品	酒類、酒類調味料生産設備	3,266	4,387	56,040	1,600	115	9,370	193 [24]
宝酒造(株)	白壁蔵 (神戸市東灘区)	酒類・食品	酒類生産設備	980	878	15,578	6	17	1,882	29 [4]
宝酒造(株)	黒壁蔵 (宮崎県児湯郡高鍋町)	酒類・食品	酒類生産設備	861	1,848	73,705	712	14	3,437	57 [19]

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (㎡)	金額 (百万円)			
宝酒造(株)	本社 (京都市下京区)	酒類・食品	その他設備 (注6, 7)	2,007	377	51,237	1,853	208	4,445	266 [1]
宝酒造(株)	首都圏支社 (東京都中央区)	酒類・食品	その他設備	453	3	1,896	47	155	659	207 [-]
タカラ物流シ ステム(株)	本社及び支店 (京都府宇治市他)	酒類・食品	物流設備、その他 設備	40	193	5,283	24	210	469	53 [-]
タカラバイオ(株)	本社及び研究所 (滋賀県大津市)	バイオ	研究用試薬等製造 設備、研究開発用 設備、その他設備	530	22	13,880	530	385	1,469	178 [9]
タカラバイオ(株)	草津バイオセンタ ー (滋賀県草津市)	バイオ	研究用試薬等製造 設備、研究開発用 設備	522	32	14,881	2,159	118	2,832	59 [20]
タカラバイオ(株)	ドラゴンジェノミ クスセンター (三重県四日市市)	バイオ	研究受託用設備、 研究開発用設備	663	0	18,693	848	546	2,059	40 [4]
タカラバイオ(株)	楠事業所 (三重県四日市市)	バイオ	医食品製造設備、 研究開発用設備	423	508	13,450	520	20	1,471	16 [1]
瑞穂農林(株)	本社 (京都府船井郡京丹 波町)	バイオ	キノコ生産設備他	529	1,020	59,559	250	9	1,810	16 [57]
大平印刷(株)	本社及び営業所 (京都市下京区他)	その他 (印刷)	印刷設備、その他 設備	476	161	8,952	759	17	1,415	132 [1]

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (㎡)	金額 (百万円)			
TAKARA SAKE USA INC.	本社 (米国カリフォルニア 州パークレイ市)	酒類・食品	清酒、梅酒等製造 設備、その他設備	283	119	11,014	32	114	549	26 [14]
THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD.	本社 (英国インバーネス州 トマーチン)	酒類・食品	スコッチウイスキ ー製造設備、その 他設備	192	129	548,000	13	15	351	44 [-]
宝酒造食品有限 公司	本社 (中国北京市)	酒類・食品	清酒、原料用アル コール等製造設 備、その他設備	234	311	[17,639] [-]	-	17	564	74 [42]
宝生物工程(大 連)有限公司	本社 (中国遼寧省大連市)	バイオ	研究用試薬等製造 設備、研究開発用 設備、その他設備	590	533	[39,909] -	-	37	1,161	388 [-]
Clontech Laboratories, Inc.	本社 (米国カリフォルニア州 マウンテンビュー市)	バイオ	研究用試薬等製造 設備、研究開発用 設備	280	306	[30,468] -	[152] -	95	682	155 [6]

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
2. 各事業所には、事業所、倉庫並びに社宅等を含んでおります。
3. 帳簿価額欄の「その他」は、工具器具及び備品と建設仮勘定の合計であります。
4. 土地欄の [] 書きは賃借面積及び年間賃借料を示し、外書きであります。

5. 提出会社の本社の項に記載した土地には、本社所在地以外にある土地が含まれております。そのうち主なものは次のとおりであります。なお、山口県防府市所在の土地は株式会社マイカルに賃貸しております。

区分	土地	
	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)
京都市伏見区所在駐車場	1,930	168
京都市南区所在駐車場	2,358	99
京都市上京区所在駐車場	3,883	2
大阪府東大阪市所在駐車場	3,449	259
山口県防府市所在土地	32,052	536
福島県西白河郡所在土地	437,290	1,234

6. 宝酒造株の本社の項に記載した土地及び建物には、本社所在地以外にある土地及び建物が含まれております。そのうち主なものは次のとおりであります。なお、福島県白河市所在土地及び北海道小樽市所在土地は平成15年3月に閉鎖した工場及び工場に付属していた蔵置場の跡地であります。

区分	土地		建物
	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
滋賀県草津市所在社宅	4,182	1,362	752
福島県白河市所在土地	18,926	193	—
北海道小樽市所在土地	5,235	121	—
京都府向日市所在社宅	2,612	14	54
千葉県松戸市所在物流センター	—	—	822

7. 提出会社及び宝酒造株の本社事務所（建物）は賃借しており、当連結会計年度におけるその年間賃借料は、それぞれ35百万円及び298百万円であります。
8. 上記の他、主要な賃借及びリース設備は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料又は リース料 (百万円)
宝ネットワークシステム株	本社 (京都市下京区)	その他 (情報関連)	電子計算機 (リース)	123

9. 生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の休止はありません。
10. 従業員数の[]書きは、平均臨時従業員数を示し、外書きであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成19年3月31日現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。なお、重要な設備の除却等の計画はありません。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了予定	
TAKARA SAKE USA INC.	米国 カリフォルニア 州パークレイ市	酒類・食品	清酒生産設備 増強	744	—	自己資金	平成19年 7月	平成19年 12月	現在の1.2倍 の製造能力
宝生物工程(大 連)有限公司	中国 遼寧省大連市	バイオ	工場棟、寮棟 新設及び製造 設備拡充	700	—	自己資金	平成19年 4月	平成20年 1月	現在の2倍 の製造能力

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	870,000,000
計	870,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	217,699,743	217,699,743	東京、大阪の各証券取引 所の市場第一部	—
計	217,699,743	217,699,743	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	12,265	217,699,743	5	13,226	4	3,158

(注) 転換社債の転換による増加であります。

(5)【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	102	38	491	202	20	32,598	33,451	—
所有株式数 (単元)	—	77,619	8,561	34,309	20,179	97	75,181	215,946	1,753,743
所有株式数の 割合(%)	—	35.94	3.97	15.89	9.35	0.04	34.81	100	—

(注) 1. 自己株式1,090,579株は「個人その他」欄に1,090単元、「単元未満株式の状況」欄に579株含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が17単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	9,738,000	4.47
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	9,500,000	4.36
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,624,000	3.96
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	6,318,000	2.90
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,779,000	2.65
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上ル薬師前町700 番地	5,000,000	2.30
国分株式会社	東京都中央区日本橋1丁目1番1号	3,134,500	1.44
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	3,000,000	1.38
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	2,753,000	1.26
ビー・エヌ・ピー・パリバ・ セキュリティーズ(ジャパ ン)リミテッド(ビー・エ ヌ・ピー・パリバ証券会社)	東京都千代田区大手町1丁目7番2号 東京サンケイビル	2,735,000	1.26
計	—	56,581,500	25.99

(注) 1. 当社は、モルガン スタンレー証券株式会社から、同社がモルガン スタンレー アンド カンパニー インコーポレーテッド等の代理人として平成19年1月19日に関東財務局長に提出した大量保有報告書の写しにより、平成19年1月15日現在で、これら3社が共同保有者として、以下のとおり当社の株式を保有している旨の報告を受けております。

しかし、当社としましては、当事業年度末日時点における所有株式数の確認ができないため、これについては、上記大株主の状況には記載しておりません。

モルガン スタンレー アンド カンパニー インコーポレーテッド	1,719,356株	(0.79%)
モルガン スタンレー アンド カンパニー インターナショナル リミテッド	3,560,953株	(1.64%)
モルガン スタンレー キャピタル(ルクセンブルグ) エス エー	350,511株	(0.16%)

上記()内は発行済株式総数に対する所有株式数の割合であります。

2. 当社は、ゴールドマン サックス証券株式会社から、同社及び同社がゴールドマン サックス インターナショナルの代理人として平成19年1月22日に関東財務局長に提出した大量保有報告書の写しにより、平成19年1月15日現在で、これら2社が共同保有者として、以下のとおり当社の株式を保有している旨の報告を受けております。

しかし、当社としましては、当事業年度末日時点における所有株式数の確認ができないため、これについては、上記大株主の状況には記載しておりません。

ゴールドマン サックス証券株式会社	1,406,000株	(0.65%)
ゴールドマン サックス インターナショナル	5,709,529株	(2.62%)

上記()内は発行済株式総数に対する所有株式数の割合であります。

3. 「住友信託銀行株式会社」の所有株式数には、信託業務に係る株式数は含んでおりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,090,000 (相互保有株式) 普通株式 424,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 214,432,000	214,415	—
単元未満株式	普通株式 1,753,743	—	1 単元 (1,000株) 未 満の株式
発行済株式総数	217,699,743	—	—
総株主の議決権	—	214,415	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の株式数には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が17,000株含まれております。但し、これらの株式に係る議決権の数17個は、議決権の数には含めておりません。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
宝ホールディングス㈱	京都市下京区四条通烏 丸東入長刀鉾町20番地	1,090,000	—	1,090,000	0.50
日新酒類㈱	徳島市中前川町5丁目 1番地の3	354,000	—	354,000	0.16
日本合成アルコール㈱	東京都港区赤坂7丁目 1番16号	70,000	—	70,000	0.03
計	—	1,514,000	—	1,514,000	0.70

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	60,724	44,283,935
当期間における取得自己株式	10,405	9,088,105

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	3,012	2,058,666	334	286,572
保有自己株式数	1,090,579	—	1,100,650	—

(注) 当期間におけるその他及び保有自己株式数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び処分による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益の中期的展望のもと安定的な配当の維持と、将来に備えるために必要な内部留保の充実を念頭に置き、利益配分を行うことを基本としております。また当社は持株会社であり、子会社からの配当が収益に大きな影響を与えますが、通常子会社からの配当は各社の利益の発生翌年度となることから、当社単体の当期純利益ではなく連結当期純利益などにに基づき配当を決定しております。

また当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であり、ます。

当事業年度（第96期）の配当につきましては、上記方針に基づき期初の計画通り1株当たり7円50銭の普通配当を実施することを決定いたしました。この結果、配当性向は62.0%、純資産配当率は1.9%となります。また連結での配当性向は38.6%となります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の発展に向けた当社グループ各社の研究開発投資や設備投資等に有効活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会決議	1,624	7.5

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	1,034	1,030	985	772	850
最低(円)	497	513	638	654	621

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	733	735	788	799	850	843
最低(円)	677	704	720	746	770	772

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		大宮 久	昭和18年6月9日生	昭和43年4月 当社入社 49. 4 開発部長 49. 5 取締役 57. 6 常務取締役 63. 6 専務取締役 平成元. 7 バイオ事業部門本部長 2. 4 東地区酒類事業部門本部長 3. 6 代表取締役副社長 5. 4 酒類事業部門本部長 5. 6 代表取締役社長 (現) 14. 4 宝酒造㈱代表取締役社長 (現)	※1	265
代表取締役 副社長		大宮 正	昭和25年3月18日生	平成12年2月 ㈱富士銀行国際部参事役 12. 5 同行退職 12. 6 当社入社 13. 4 経営企画室長 14. 4 経営企画統括部長 14. 6 取締役 16. 6 代表取締役副社長 (現) 18. 6 宝酒造㈱代表取締役副社長 (現)	※1	307
取締役		加藤 郁之進	昭和12年3月7日生	昭和61年9月 米国セントコアー社退職 〃 当社中央研究所薬品専門部長 平成元. 7 バイオ事業部門バイオ研究所長 2. 6 取締役 2. 7 バイオ事業部門副本部長 4. 6 バイオ事業部門本部長 5. 8 宝生物工程 (大連) 有限公司董 事長 (現) 7. 6 常務取締役 9. 6 専務取締役 12. 6 代表取締役副社長 14. 4 取締役 (現) 〃 タカラバイオ㈱代表取締役社長 (現) 14. 9 (有)タカラバイオファーマーミングセ ンター代表取締役社長 (現) 15. 6 ㈱糖鎖工学研究所代表取締役社 長 (現) 15. 7 ミズマチ・タカラバイオ㈱代表 取締役社長 (現) 16. 1 Takara Mirus Bio, Inc. 代表取 締役社長 (現) 〃 宝日医生物技術 (北京) 有限公 司董事長 (現) 17. 7 Takara Bio USA Holdings Inc. 代表取締役社長 (現) 17. 9 Clontech Laboratories, Inc. 代表取締役社長 (現) 18. 3 Takara Korea Biomedical Inc. 代表理事会長 (現)	※1	15
取締役		後藤 功	昭和16年7月12日生	昭和42年4月 当社入社 平成7. 4 酒類事業部門営業部長 7. 6 取締役 〃 酒類事業部門副本部長 9. 6 常務取締役 10. 4 酒類事業部門本部長代理 12. 6 専務取締役 〃 酒類事業部門本部長 14. 3 当社取締役退任 14. 4 宝酒造㈱代表取締役副社長 (現) 16. 6 当社取締役 (現)	※1	23

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		矢野 雅晴	昭和23年9月19日生	平成14年4月 ㈱みずほ銀行人事部審議役 14. 6 同行退職 " 当社常勤監査役 16. 6 当社取締役(現) 17. 6 財務部長	※1	3
取締役	経理部長、財務部長、IR室長	松崎 修一郎	昭和30年9月5日生	昭和55年4月 当社入社 平成15. 4 財務グループジェネラルマネージャー 16. 4 財務部長 17. 6 取締役(現) " 経理部長(現)、IR室長(現) 19. 6 財務部長(現)	※1	7
取締役	総務人事部長	岡根 孝男	昭和27年6月27日生	昭和52年4月 当社入社 平成13. 4 当社東京事務所長 15. 6 日本合成アルコール㈱常務取締役 17. 6 当社総務人事部長(現) 19. 6 当社取締役(現)	※1	7
取締役		植田 武彦	昭和15年4月3日生	平成10年6月 第一工業製薬㈱代表取締役社長 16. 6 同社相談役(現) 19. 6 当社取締役(現)	※1	1
常勤監査役		関山 秀人	昭和24年5月7日生	平成13年6月 農林中央金庫業務監査部長兼主任業務監査役 15. 6 同金庫退職 " 当社監査役 16. 6 当社常勤監査役(現)	※2	3
常勤監査役		釜田 富雄	昭和25年1月20日生	昭和47年4月 当社入社 平成13. 4 当社海外部長 15. 11 日新酒類㈱取締役管理本部長 19. 6 当社常勤監査役(現)	※2	2
監査役		市田 之彦	昭和17年10月29日生	昭和40年4月 当社入社 平成7. 4 秘書室長 12. 4 酒精事業部門副本部長 12. 6 取締役 13. 6 常務取締役 " 酒精事業部門本部長 14. 3 当社取締役退任 14. 4 宝酒造㈱常勤監査役(現) 14. 6 当社監査役(現)	※3	41
監査役		太田 芳枝	昭和17年9月1日生	平成10年7月 財団法人21世紀職業財団理事長 17. 6 当社監査役(現) 17. 7 ㈱国際研修サービス代表取締役社長(現)	※3	-
監査役		中條 毅	大正9年8月30日生	昭和54年4月 同志社大学文学部長 平成3. 3 同志社大学退官 3. 4 同志社大学名誉教授(現) 18. 6 当社監査役(現)	※4	-
計						675

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。
2. 代表取締役副社長大宮正は、代表取締役社長大宮久の弟であります。
3. 取締役植田武彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役関山秀人、監査役太田芳枝及び監査役中條毅は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役、監査役の任期は以下のとおりであります。
- ※1 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- ※2 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- ※3 平成17年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- ※4 平成18年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 基本的な考え方

当社における持株会社体制下でのコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は次のとおりです。

当社グループ全体の企業価値向上のために、

- ①グループ各社に権限を委譲し、自立経営のもと事業の展開スピードをあげ、各社において企業価値向上を追求する。
- ②会議体の定期的な運営等を通じ、各社の事業報告や今後の経営方針・事業戦略について意見交換しあえる風土を維持することで、グループ全体の企業価値向上を追求する。
- ③法令遵守の姿勢や倫理性を確保し、コンプライアンス体制を維持することで、グループ全体での企業の社会的責任を果たす。
- ④オープンかつタイムリー、そして正確な情報開示を継続し、適時開示に対する社内体制を維持することで、経営の透明性を高める。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況並びにリスク管理体制の整備の状況

- ①当社は、監査役会設置会社であります。提出日（平成19年6月28日）現在、5名の監査役がおり、うち3名は「会社法」第2条第16号に定める「社外監査役」であります。当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しております。また、取締役は8名（定款に定める定数は10名以内）で、うち1名は「会社法」第2条第15号に定める「社外取締役」であります。なお、当社と社外監査役及び社外取締役との間には記載すべき利害関係はありません。また、両者とは、定款の定めに基づき「責任の限度額を会社法425条第1項各号の額の合計額とする」旨の責任限定契約を締結しております。
- ②当社グループの中核事業会社である宝酒造株式会社及びタカラバイオ株式会社では、経営と執行を分離した執行役員制度を導入し、取締役会は少数メンバーによる迅速な意思決定と本質的な議論ができる体制としております。
- ③当社は、グループ会社の管理に関する必要な事項を定めたグループ会社管理規程を制定しております。この規程は、グループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化を図ることを目的としております。
- ④グループ統制について
 - ・当社の取締役及び監査役並びに宝酒造株式会社及びタカラバイオ株式会社の代表取締役が出席し、グループ全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2か月に1回開催しております。
 - ・当社及び会議の対象会社の取締役、執行役員、監査役等が出席し、当該子会社の取締役会決議事項の協議や業績・活動状況等の報告を行う「マザー協議連絡会議」や「バイオ連絡会議」を原則として1か月に1回開催しております。さらに、「機能子会社協議連絡会議」を3か月に1回開催しております。
 - ・特に急を要する事項や専門性の高い内容については、上記会議の事前協議機関として当社の社長または副社長の招集による「経営会議」を随時に開催しております。
- ⑤リスク管理体制について
 - ・当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」が、「TaKaRaグループ コンプライアンス行動指針」を策定するとともに、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理体制を強化・推進（役員・従業員の法令遵守の姿勢や社会的な倫理に則した行動と、環境に配慮した企業活動遂行の推進、及びリスク・危機に備えた管理体制を構築）しております。
 - ・食品メーカーとして常にお客様を大切に、商品の安全と品質には万全を期すため、宝酒造株式会社では品質保証部を組織し、その下にお客様相談室及び品質保証課、品質表示課を設置しております。また、タカラバイオ株式会社では、医食品部門の拡大に伴い、食品の安全と品質には万全を期しております。
- ⑥情報開示について

情報開示については、「有価証券報告書」のほか「決算短信」、「アニュアルレポート(英文・和文)」、「緑字企業報告書(宝酒造株式会社)」などの各種報告書の充実及び証券取引所や当社のウェブサイトを通じた情報開示、また、決算説明会やIRミーティングを通じた情報開示など、積極的に行っております。
- ⑦監査役監査、内部監査及び会計監査について
 - ・当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査するほか、監査室スタッフと連携して当社及び当社の子会社の往査を行い、適法性・準則性の観点から監査を行っております。
 - ・当社の内部監査部門である監査室は、問題が発生する前に予防できる管理体制作りに重点を置くリスクマネジメ

ント監査を行っております。その結果については社長への報告のほか、関係部署と情報の共有化を図り、内部統制・内部牽制の充実に努めております

- ・会計監査は監査法人トーマツに委嘱しており、当決算期に係る監査は、同監査法人の指定社員である公認会計士、山口弘志、中本眞一の両氏が執行しております。また監査業務に係る補助者の構成は公認会計士3名、会計士補5名、その他2名となっております。
- ・当社の監査役と監査室は、会計監査人と年に数回会議を行い、相互に監査計画の説明や、原則四半期毎の監査の実施状況報告を行うとともに、毎決算期末には、当該年度の監査の総括報告を行い、情報の共有化を図っております。

(3) 役員報酬の内容

当事業年度における当社が取締役・監査役に支払った役員報酬は以下のとおりであります。

- ・株主総会決議に基づく報酬

取締役	124百万円	
監査役	42百万円	(うち社外監査役 22百万円)
計	167百万円	

上記の他、平成18年6月29日開催の定時株主総会において「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」を決議し、取締役に対し総額451百万円、監査役に対し総額12百万円(うち社外監査役5百万円)を、それぞれ取締役及び監査役退任時に支給することといたしました。

(4) 監査報酬の内容

当事業年度における当社が監査法人トーマツへ支払った監査報酬は以下のとおりであります。

- ・監査法人へ支払った報酬

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬	26百万円
その他の業務に係る報酬	0百万円
計	26百万円

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）並びに当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）及び当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の連結財務諸表及び財務諸表について、監査法人トーマツの監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			22,703		22,778	
2. 受取手形及び売掛金	※8		51,630		51,274	
3. 有価証券			4,370		6,690	
4. たな卸資産			25,188		25,436	
5. 繰延税金資産			2,288		2,150	
6. その他			2,504		4,492	
貸倒引当金			△116		△156	
流動資産合計			108,569	51.1	112,666	52.8
II 固定資産						
1. 有形固定資産	※1					
(1) 建物及び構築物		41,050		40,773		
減価償却累計額		22,676	18,373	23,752	17,020	
(2) 機械装置及び運搬具		74,044		75,787		
減価償却累計額		57,715	16,329	61,136	14,651	
(3) 土地	※7		14,003		14,825	
(4) 建設仮勘定			359		401	
(5) その他		13,113		12,580		
減価償却累計額		10,132	2,980	9,935	2,645	
有形固定資産合計			52,046	24.5	49,544	23.2
2. 無形固定資産						
(1) 営業権			3,186		—	
(2) のれん			—		3,002	
(3) その他			3,330		3,905	
無形固定資産合計			6,516	3.1	6,908	3.2
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	※2		37,498		36,970	
(2) 繰延税金資産			1,719		2,186	
(3) その他	※1		6,627		5,664	
貸倒引当金			△511		△547	
投資その他の資産合計			45,333	21.3	44,273	20.8
固定資産合計			103,896	48.9	100,726	47.2
資産合計			212,466	100.0	213,393	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形及び買掛金	※8	15,928		13,558	
2. 短期借入金	※1	4,794		4,903	
3. 1年以内に償還予定の社債		—		5,000	
4. 未払酒税		8,852		10,288	
5. 未払費用		4,872		7,354	
6. 未払法人税等		1,598		1,677	
7. 賞与引当金		2,004		2,017	
8. 役員賞与引当金		—		33	
9. 販売促進引当金		1,496		1,366	
10. その他		6,058		5,976	
流動負債合計		45,605	21.5	52,176	24.4
II 固定負債					
1. 社債		20,000		15,000	
2. 長期借入金	※1	5,590		5,739	
3. 繰延税金負債		10,524		8,315	
4. 退職給付引当金		8,141		8,690	
5. 役員退職慰労引当金		729		—	
6. 預り金		7,581		7,043	
7. 連結調整勘定		132		—	
8. その他		28		857	
固定負債合計		52,728	24.8	45,646	21.4
負債合計		98,333	46.3	97,823	45.8

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)			当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(少数株主持分)							
少数株主持分			12,293	5.8		—	—
(資本の部)							
I 資本金	※4		13,226	6.2		—	—
II 資本剰余金			3,205	1.5		—	—
III 利益剰余金			72,113	33.9		—	—
IV その他有価証券評価差額 金			13,902	6.5		—	—
V 為替換算調整勘定			321	0.2		—	—
VI 自己株式	※5		△930	△0.4		—	—
資本合計			101,839	47.9		—	—
負債、少数株主持分 及び資本合計			212,466	100.0		—	—
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			—	—		13,226	6.2
2. 資本剰余金			—	—		3,205	1.5
3. 利益剰余金			—	—		74,308	34.8
4. 自己株式			—	—		△972	△0.4
株主資本合計			—	—		89,767	42.1
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差 額金			—	—		11,644	5.5
2. 繰延ヘッジ損益			—	—		5	0.0
3. 為替換算調整勘定			—	—		1,090	0.5
評価・換算差額等合計			—	—		12,740	6.0
III 少数株主持分			—	—		13,062	6.1
純資産合計			—	—		115,570	54.2
負債純資産合計			—	—		213,393	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高			196,119	100.0		198,535	100.0
II 売上原価			120,132	61.3		122,325	61.6
売上総利益			75,986	38.7		76,210	38.4
III 販売費及び一般管理費							
1. 運送費		6,538			6,056		
2. 広告宣伝費		3,634			3,642		
3. 販売促進費		33,133			31,068		
4. 販売促進引当金繰入		1,496			1,366		
5. 貸倒引当金繰入		—			44		
6. 従業員給料・賃金及び 賞与		7,775			8,796		
7. 賞与引当金繰入		1,168			1,198		
8. 退職給付費用		535			446		
9. 役員賞与引当金繰入		—			33		
10. 役員退職慰労引当金繰入		110			—		
11. 減価償却費		961			892		
12. 研究開発費	※1	3,574			3,593		
13. その他		11,134	70,062	35.7	11,410	68,550	34.5
営業利益			5,924	3.0		7,660	3.9
IV 営業外収益							
1. 受取利息		67			139		
2. 受取配当金		274			314		
3. 受託研究補助金		202			154		
4. 為替差益		122			—		
5. その他		510	1,176	0.6	578	1,186	0.6
V 営業外費用							
1. 支払利息		523			524		
2. たな卸資産廃棄・欠減 損		352			224		
3. その他		293	1,169	0.6	252	1,000	0.5
経常利益			5,931	3.0		7,846	4.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 固定資産売却益	※2	1,609			—		
2. 投資有価証券売却益		—			852		
3. 持分変動利益		3,564			198		
4. 商標権等売却益		—			168		
5. その他		58	5,231	2.7	402	1,622	0.8
VII 特別損失							
1. 固定資産売却・除却損	※3	730			479		
2. 投資有価証券評価損		674			187		
3. 過年度販売促進引当金繰入		1,393			—		
4. 事業再編損失		—			657		
5. 貸倒引当金繰入		—			196		
6. その他		488	3,287	1.7	285	1,807	0.9
税金等調整前当期純利益			7,876	4.0		7,660	3.9
法人税、住民税及び事業税		3,446			3,731		
法人税等調整額		△634	2,811	1.4	△408	3,322	1.7
少数株主利益又は少数株主損失(△)			△256	△0.1		129	0.1
当期純利益			5,320	2.7		4,208	2.1

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			3,158
II 資本剰余金増加高			
1. 自己株式処分差益		47	47
III 資本剰余金期末残高			3,205
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			68,510
II 利益剰余金増加高			
1. 当期純利益		5,320	5,320
III 利益剰余金減少高			
1. 配当金		1,623	
2. 役員賞与		93	1,717
IV 利益剰余金期末残高			72,113

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	13,226	3,205	72,113	△930	87,615
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△1,950		△1,950
役員賞与（注）			△63		△63
当期純利益			4,208		4,208
自己株式の取得				△44	△44
自己株式の処分		△0		2	2
関連会社に対する持分比率増加による自己株式の変動				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	△0	2,194	△42	2,152
平成19年3月31日 残高 (百万円)	13,226	3,205	74,308	△972	89,767

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	13,902	—	321	14,223	12,293	114,132
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当（注）						△1,950
役員賞与（注）						△63
当期純利益						4,208
自己株式の取得						△44
自己株式の処分						2
関連会社に対する持分比率増加による自己株式の変動						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,257	5	768	△1,483	769	△714
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△2,257	5	768	△1,483	769	1,437
平成19年3月31日 残高 (百万円)	11,644	5	1,090	12,740	13,062	115,570

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		7,876	7,660
減価償却費		5,910	5,710
退職給付引当金の増減額 (減少: △)		516	△22
役員退職慰労引当金の増減額 (減少: △)		75	△729
貸倒引当金の増減額 (減少: △)		△17	102
賞与引当金の増減額 (減少: △)		△88	△9
役員賞与引当金の増減額 (減少: △)		—	33
販売促進引当金の増減額 (減少: △)		1,496	△129
受取利息及び受取配当金		△342	△453
支払利息		523	524
持分法による投資損益 (利益: △)		22	—
固定資産売却益		△1,609	—
投資有価証券売却益		△18	△852
持分変動利益		△3,564	△198
固定資産売却・除却損		730	479
投資有価証券評価損		674	187
売上債権の増減額 (増加: △)		△555	1,333
たな卸資産の増減額 (増加: △)		△24	245
その他流動資産の増減額 (増加: △)		△297	465
仕入債務の増減額 (減少: △)		△462	△2,751
未払酒税の増減額 (減少: △)		△727	1,433
未払消費税等の増減額 (減少: △)		387	380
その他		634	2,773
小計		11,139	16,182
利息及び配当金の受取額		363	488
利息の支払額		△527	△525
法人税等の支払額		△4,765	△3,362
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,211	12,782
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		△1,195	△870
定期預金の払戻による収入		1,146	648
有形・無形固定資産の取得による支出		△5,823	△3,960
有形固定資産の売却による収入		1,801	420

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
投資有価証券の取得による支出		△443	△3,988
投資有価証券の売却による収入		21	635
関係会社株式・出資金の取得による支出		△239	△13
関係会社株式・出資金の売却による収入		—	554
連結範囲の変更を伴う子会社株式・出資金の取得による支出	※2	△7,126	△574
その他		△828	△377
投資活動によるキャッシュ・フロー		△12,687	△7,526
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (減少: △)		△225	—
長期借入れによる収入		5,000	150
長期借入金の返済による支出		△818	△148
社債の償還による支出		△5,000	—
新株予約権付社債の発行による収入		4,993	—
コマーシャル・ペーパーの発行による収入		11,000	6,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出		△11,000	△6,000
少数株主に対する株式の発行による収入		620	473
配当金の支払額		△1,626	△1,949
少数株主への配当金の支払額		△35	△39
自己株式の取得による支出		△2,490	—
連結子会社による当該連結子会社株式の取得による支出		△363	—
その他		288	△44
財務活動によるキャッシュ・フロー		344	△1,558
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		232	137
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額 (減少額: △)		△5,898	3,835
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		28,151	25,701
Ⅶ 新規連結による現金及び現金同等物の増加額		—	64
Ⅷ 株式交換による現金及び現金同等物の増加額		3,448	—
Ⅸ 現金及び現金同等物の期末残高	※1	25,701	29,601

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社は次の29社であります。</p> <p>宝酒造株式会社 タカラ物流システム株式会社 ティービー株式会社 株式会社ラック・コーポレーション タカラ物産株式会社 タカラ容器株式会社 株式会社トータルマネジメントビジネス USA TAKARA HOLDING COMPANY (米国) TAKARA SAKE USA INC. (米国) AADC HOLDING COMPANY, INC. (米国) AGE INTERNATIONAL, INC. (米国) THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD. (英国) J&W HARDIE LTD. (英国) 宝酒造食品有限公司 (旧北京宝酒造醸造有限公司) (中国) 上海宝酒造貿易有限公司 (中国) SINGAPORE TAKARA PTE LTD. (シンガポール) タカラバイオ株式会社 瑞穂農林株式会社 有限会社タカラバイオファーマリングセンター 宝生物工程 (大連) 有限公司 (中国) Takara Bio Europe S. A. S. (仏国) Takara Korea Biomedical Inc. (韓国) Takara Mirus Bio, Inc. (米国) 宝日医生物技術 (北京) 有限公司 (中国) Takara Bio USA Holdings Inc. (米国) Clontech Laboratories, Inc. (米国) 大平印刷株式会社 宝ネットワークシステム株式会社 川東商事株式会社</p> <p>上記のうち、有限会社タカラバイオファーマリングセンター及びClontech Laboratories, Inc. については、当連結会計年度において他者の持分又は株式を買い取ったことにより、Takara Bio USA Holdings Inc. については、当連結会計年度において設立されたことにより、また、川東商事株式会社については、当連結会計年度において株式交換により当社の完全子会社となったことにより、それぞれ新たに連結の範囲に加えたものであります。</p> <p>非連結子会社は株式会社マルオカ1社であります。</p> <p>この会社は、小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないもので、連結の範囲から除いております。</p>	<p>連結子会社は次の33社であります。</p> <p>宝酒造株式会社 タカラ物流システム株式会社 ティービー株式会社 長崎運送株式会社 小牧醸造株式会社 株式会社ラック・コーポレーション タカラ物産株式会社 タカラ容器株式会社 株式会社トータルマネジメントビジネス USA TAKARA HOLDING COMPANY (米国) TAKARA SAKE USA INC. (米国) AADC HOLDING COMPANY, INC. (米国) AGE INTERNATIONAL, INC. (米国) THE TOMATIN DISTILLERY CO., LTD. (英国) J&W HARDIE LTD. (英国) 宝酒造食品有限公司 (中国) 上海宝酒造貿易有限公司 (中国) SINGAPORE TAKARA PTE LTD. (シンガポール) タカラバイオ株式会社 瑞穂農林株式会社 有限会社タカラバイオファーマリングセンター 株式会社きのこセンター金武 宝生物工程 (大連) 有限公司 (中国) Takara Bio Europe S. A. S. (仏国) Takara Korea Biomedical Inc. (韓国) Takara Mirus Bio, Inc. (米国) 宝日医生物技術 (北京) 有限公司 (中国) Takara Bio USA Holdings Inc. (米国) Clontech Laboratories, Inc. (米国) 宝ヘルスケア株式会社 大平印刷株式会社 宝ネットワークシステム株式会社 川東商事株式会社</p> <p>上記のうち、長崎運送株式会社については、当連結会計年度において株式を取得したことにより、宝ヘルスケア株式会社及び株式会社きのこセンター金武については、当連結会計年度において設立されたことにより、また、小牧醸造株式会社については、当連結会計年度において実質的な支配力が強まったことにより、それぞれ新たに連結の範囲に加えたものであります。</p> <p>非連結子会社は株式会社マルオカ1社であります。</p> <p>この会社は、小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないもので、連結の範囲から除いております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用会社は小牧醸造株式会社、MUTUAL TRADING CO., INC. (米国)、ミズマチ・タカラバイオ株式会社、ViroMed Co., Ltd. (韓国)、Pulmuone-Takara Agri Co., Ltd. (韓国)、日本合成アルコール株式会社及び日新酒類株式会社の7社であります。</p> <p>なお、川東商事株式会社については、「1. 連結の範囲に関する事項」に記載のとおり、株式交換により当社の完全子会社となったため当連結会計年度末では持分法適用の範囲から除いておりますが、関連会社であった期間中は持分法で評価しております。</p> <p>非連結子会社である株式会社マルオカ及び関連会社3社(株式会社宝友他)に対する投資については、これらの会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額の連結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響がいずれも軽微でありますので、持分法を適用せず原価法で評価しております。</p> <p>持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>	<p>持分法適用会社はMUTUAL TRADING CO., INC. (米国)、ミズマチ・タカラバイオ株式会社、ViroMed Co., Ltd. (韓国)、Pulmuone-Takara Agri Co., Ltd. (韓国)、日本合成アルコール株式会社及び日新酒類株式会社の6社であります。</p> <p>なお、小牧醸造株式会社については、「1. 連結の範囲に関する事項」に記載のとおり、実質的な支配力が強まったことにより連結の範囲に加えたため、当連結会計年度末では持分法適用の範囲から除いておりますが、関連会社であった期間中は持分法で評価しております。</p> <p>非連結子会社である株式会社マルオカ及び関連会社4社(株式会社宝友他)に対する投資については、これらの会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額の連結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響がいずれも軽微でありますので、持分法を適用せず原価法で評価しております。</p> <p>持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、海外子会社の決算日は、12月31日であり、連結決算日と異なっております。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日との差異が3か月以内であるため、それぞれの決算日に係る財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>ロ. その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② たな卸資産 主として、総平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>イ. 満期保有目的の債券 同左</p> <p>ロ. その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～50年 機械装置及び運搬具 4～15年</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、米国連結子会社は、米国財務会計基準審議会基準書第142号「営業権及びその他の無形固定資産」を適用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <hr/> <p>③ 販売促進引当金 製品の販売奨励のため支出する費用に充てるため、連結子会社である宝酒造株式会社で把握した小売店等の仕入数量に過去の実績単価を乗じて算出した額を計上しております。 (追加情報) 販売促進費については、従来、金額確定時に費用処理しておりましたが、発生額を合理的に見積もることができる体制の整備等に伴い、当連結会計年度末より、その発生額を引当計上することといたしました。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は102百万円減少し、税金等調整前当期純利益は1,496百万円減少しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 一部の国内連結子会社において、役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ33百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、「セグメント情報」に記載しております。</p> <p>④ 販売促進引当金 同左</p> <hr/>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 当社及び一部の国内連結子会社は、取締役、監査役及び執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>⑤ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金 _____</p> <p>(追加情報) 当社並びに連結子会社である宝酒造株式会社及びタカラバイオ株式会社は、平成18年6月の各社の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労引当金制度を廃止するとともに、取締役又は監査役退任時に制度廃止日までの在任期間に応じた役員退職慰労金を支給することといたしました。これに伴い、制度廃止日における役員退職慰労金相当額(執行役員分含む)を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 ヘッジ手段 通貨スワップ、為替予約 ヘッジ対象 外貨建輸入取引、ロイヤリティ支払に伴う外貨建債務</p> <p>③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場の変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動又はキャッシュ・フローの変動が相殺されるものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。	同左
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	同左	のれん及び負ののれんの償却については、定額法により5年間で償却を行っております。
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は102,502百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(受取社宅使用料) 従来、当社及び国内連結子会社は、従業員の居住する社宅にかかる費用(支払家賃など)を売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上し、従業員から受け取る社宅使用料を営業外収益に計上しておりましたが、当連結会計年度より、会社が負担する費用を明確にし、損益区分をより適正にするため、当該受取社宅使用料を売上原価並びに販売費及び一般管理費から控除する処理に変更しております。 この変更の結果、従来の方法によった場合に比べ、売上原価は17百万円、販売費及び一般管理費は122百万円それぞれ減少し、営業利益は140百万円増加しておりますが、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は、「セグメント情報」に記載しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表) 無形固定資産の「営業権」は、当連結会計年度において、その金額が資産総額の百分の一を超えましたので、区分掲記したものであります。 なお、前連結会計年度は無形固定資産の「その他」に含めて表示しており、その金額は229百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業権」及び「連結調整勘定」は、連結財務諸表規則の改正に伴い、当連結会計年度より合算して「のれん」と表示しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結損益計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「受取社宅使用料」は、当連結会計年度において、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下となりましたので、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、その金額は99百万円であります。</p> <p>2. 営業外収益の「為替差益」は、当連結会計年度において、その金額が営業外収益の総額の百分の十を超えましたので、区分掲記したものであります。</p> <p>なお、前連結会計年度は営業外収益の「その他」に含めて表示しており、その金額は60百万円であります。</p> <p>3. 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」は、当連結会計年度において、その金額が特別利益の総額の百分の十以下となりましたので、特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、その金額は18百万円であります。</p> <p>4. 特別損失の「投資有価証券評価損」は、当連結会計年度において、その金額が特別損失の総額の百分の十を超えましたので、区分掲記したものであります。</p> <p>なお、前連結会計年度は特別損失の「その他」に含めて表示しており、その金額は18百万円であります。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「為替差益」は、当連結会計年度において、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下となりましたので、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、その金額は68百万円であります。</p> <p>2. 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「固定資産売却益」は、当連結会計年度において、その金額が特別利益の総額の百分の十以下となりましたので、特別利益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、その金額は100百万円であります。</p> <p>3. 特別利益の「投資有価証券売却益」は、当連結会計年度において、その金額が特別利益の総額の百分の十を超えましたので、区分掲記したものであります。</p> <p>なお、前連結会計年度は特別利益の「その他」に含めて表示しており、その金額は18百万円であります。</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式の取得による支出」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記したものであります。</p> <p>なお、前連結会計年度は「その他」に含めて表示しており、その金額は△67百万円であります。</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「持分法による投資損益」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「持分法による投資損益」の金額は△63百万円であります。</p> <p>2. 営業活動によるキャッシュ・フローの「固定資産売却益」は、当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「固定資産売却益」の金額は△100百万円であります。</p> <p>3. 財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式の取得による支出」は、当連結会計年度において、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれている「自己株式の取得による支出」の金額は△44百万円であります。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

No.	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
※1	担保提供資産 建物及び構築物502百万円及び土地250百万円を長期借入金(1年内返済分を含む)300百万円の担保に供しております。	担保提供資産 建物及び構築物514百万円、土地286百万円及び投資その他の資産「その他」16百万円を長期借入金(1年内返済分を含む)327百万円及び偶発債務(保証債務)19百万円の担保に供しております。
※2	非連結子会社及び関連会社の株式 (投資有価証券) 4,085百万円	非連結子会社及び関連会社の株式 (投資有価証券) 4,083百万円
3	偶発債務 保証債務(金融機関からの借入債務等に対する保証) 株式会社マルオカ 70百万円 ミズマチ・タカラバイオ株式会社 11 計 81	偶発債務 保証債務(金融機関からの借入債務等に対する保証) 川内酒造協同組合(連帯保証) 278百万円 株式会社マルオカ 80 その他 23 計 382
※4	当社の発行済株式総数は、普通株式217,699,743株であります。	—————
※5	連結会社、持分法を適用した関連会社が保有する自己株式の数は、普通株式1,201,317株であります。	—————
6	当社は機動的な資金調達を目的に、融資枠100億円のコミットメントライン契約を取引金融機関と締結しております。 なお、当連結会計年度はこの契約による借入は行っておりません。	同左
※7	—————	土地の当連結会計年度末の取得価額からは、国庫補助金により取得した資産の圧縮記帳額16百万円が控除されております。
※8	—————	連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次のとおり連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 318百万円 支払手形 15

(連結損益計算書関係)

No.	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1	研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれている研究開発費 3,574百万円	研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用 に含まれている研究開発費 3,593百万円
※2	固定資産売却益の内訳 機械装置及び運搬具売却益 5百万円 土地売却益 1,580 その他固定資産売却益 23 計 1,609	
※3	固定資産売却・除却損の内訳 建物及び構築物売却損 35百万円 土地売却損 23 機械装置及び運搬具他売却損 7 建物及び構築物除却損 282 機械装置及び運搬具除却損 168 その他固定資産除却損 96 解体・除却費用 117 計 730	固定資産売却・除却損の内訳 建物及び構築物売却損 69百万円 土地売却損 43 機械装置及び運搬具他売却損 4 建物及び構築物除却損 69 機械装置及び運搬具除却損 41 その他固定資産除却損 80 解体・除却費用 172 計 479

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	217,699	—	—	217,699
合計	217,699	—	—	217,699
自己株式				
普通株式	1,201	61	3	1,259
合計	1,201	61	3	1,259

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加株式数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 60千株

普通株式の自己株式の減少株式数の主な内訳は次のとおりであります。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 3千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,950	9.0	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,624	利益剰余金	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

No.	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 22,703百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △677 取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資(有価証券) 3,674 <hr/> 現金及び現金同等物 25,701	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 22,778百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △954 取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資(有価証券) 5,776 運用期間が3か月以内の信託受益権(流動資産「その他」) 2,000 <hr/> 現金及び現金同等物 29,601
※2	株式の取得及び出資持分の増加により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得及び出資持分の増加により新たに Clontech Laboratories, Inc. 及び有限会社タカラバイオファーマリングセンターを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該会社株式・出資金の取得価額と当該会社の取得による支出額(純額)との関係は次のとおりであります。 流動資産 1,919百万円 固定資産 6,947 連結調整勘定 17 流動負債 △602 固定負債 △1,112 為替換算調整勘定 △36 有限会社タカラバイオファーマリングセンター既出資額 △0 <hr/> 当該会社株式・出資金の取得価額 7,132 当該会社の現金及び現金同等物 △5 <hr/> 差引: 当該会社の取得による支出額 7,126	株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに長崎運送株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに当該会社株式の取得価額と当該会社の取得による支出額(純額)との関係は次のとおりであります。 流動資産 1,681百万円 固定資産 1,304 のれん 26 流動負債 △1,437 固定負債 △1,017 <hr/> 当該会社株式・出資金の取得価額 557 当該会社の現金及び現金同等物 △783 支配獲得日からみなし取得日までの間に実行された当該会社に対する貸付金 800 <hr/> 差引: 当該会社の取得による支出額 574
3	株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式交換により新たに川東商事株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。 流動資産 4,228百万円 固定資産 705 <hr/> 資産合計 4,933 流動負債 1,622百万円 固定負債 63 <hr/> 負債合計 1,686	—————
4	重要な非資金取引の内容 連結子会社であるタカラバイオ株式会社が発行した新株予約権の行使 新株予約権の行使による少数株主持分増加額 2,622百万円 新株予約権の行使による利益剰余金増加額 2,392 その他 △15 <hr/> 新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額 5,000	—————

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	426	94	331	機械装置及び 運搬具	586	194	392
有形固定資産 のその他	1,364	813	551	有形固定資産 のその他	1,446	750	695
無形固定資産 のその他	260	204	55	無形固定資産 のその他	18	14	3
合計	2,050	1,111	938	合計	2,051	959	1,091
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				331百万円			
1年超				607			
合計				938			
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				370百万円			
1年超				721			
合計				1,091			
(注) ①の「取得価額相当額」及び②の「未経過リース料期末残高相当額」は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いと見做され、支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左			
③ 支払リース料及び減価償却費相当額				③ 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料				708百万円			
減価償却費相当額				708百万円			
④ 減価償却費相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(貸手側)				(貸手側)			
① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高				① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
機械装置及び 運搬具	169	93	75	機械装置及び 運搬具	144	89	54
有形固定資産の その他	5	1	3	有形固定資産の その他	6	3	3
合計	174	95	78	合計	151	93	58

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
<p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">87</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額の営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">45百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4</td> </tr> </table>	1年以内	36百万円	1年超	50	合計	87	受取リース料	45百万円	減価償却費	40百万円	未経過リース料		1年以内	1百万円	1年超	3	合計	4	<p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>③ 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> </table> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">39</td> </tr> </table>	1年以内	26百万円	1年超	37	合計	63	受取リース料	22百万円	減価償却費	34百万円	未経過リース料		1年以内	11百万円	1年超	28	合計	39
1年以内	36百万円																																				
1年超	50																																				
合計	87																																				
受取リース料	45百万円																																				
減価償却費	40百万円																																				
未経過リース料																																					
1年以内	1百万円																																				
1年超	3																																				
合計	4																																				
1年以内	26百万円																																				
1年超	37																																				
合計	63																																				
受取リース料	22百万円																																				
減価償却費	34百万円																																				
未経過リース料																																					
1年以内	11百万円																																				
1年超	28																																				
合計	39																																				

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度（平成18年3月31日）			当連結会計年度（平成19年3月31日）		
		取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	差額 （百万円）	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	6,724	30,142	23,417	9,103	28,592	19,488
	(2) 債券	49	49	0	24	24	0
	小計	6,774	30,192	23,417	9,128	28,617	19,488
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	95	90	△4	1,552	1,447	△104
	(2) 債券	533	528	△5	619	614	△5
	小計	628	619	△9	2,172	2,062	△109
合計		7,402	30,811	23,408	11,300	30,679	19,378

前連結会計年度 （自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
<p>(注) 株式については、当連結会計年度において、674百万円の減損処理を行っております。</p> <p>なお、連結会計年度末における時価の下落率が30%以上50%未満の株式については、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復すると見込まれることを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、時価の著しい下落があったものとして減損処理を行うこととしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間にわたり時価の下落率が30%以上の場合 ・当該株式の発行会社が、直近決算期において債務超過の状態にある場合 ・当該株式の発行会社が、直近の2期連続で当期純損失を計上し、翌期も当期純損失の計上を予想している場合 	<p>(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理を行ったものではありません。</p> <p>なお、連結会計年度末における時価の下落率が30%以上50%未満の株式については、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復すると見込まれることを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、時価の著しい下落があったものとして減損処理を行うこととしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間にわたり時価の下落率が30%以上の場合 ・当該株式の発行会社が、直近決算期において債務超過の状態にある場合 ・当該株式の発行会社が、直近の2期連続で当期純損失を計上し、翌期も当期純損失の計上を予想している場合

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 （自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）			当連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）		
売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
21	18	—	635	463	2

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

内容	前連結会計年度（平成18年3月31日）	当連結会計年度（平成19年3月31日）
	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1) 満期保有目的の債券		
コマーシャル・ペーパー	1,999	4,995
譲渡性預金	117	114
(2) その他有価証券		
非上場株式	2,970	2,798
その他	1,884	990

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度（平成18年3月31日）				当連結会計年度（平成19年3月31日）			
	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 債券								
コマーシャル・ペーパー	2,999	—	—	—	4,995	—	—	—
その他	695	60	—	—	813	0	—	—
(2) その他	675	—	—	—	881	—	—	—

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(1) 取組方針・利用目的</p> <p>当社グループは市場金利及び為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、この様なリスクを管理する手段として金利及び通貨関連のデリバティブ取引を利用することとしております。</p> <p>金利関連のデリバティブ取引は金利変動による調達コストへの影響を軽減することや短期運用資産の運用利回りの向上を目的とし、また、通貨関連のデリバティブ取引は為替相場の変動による外貨建債権・債務への影響を軽減することを目的としております。</p> <p>従って、投機あるいはトレーディングを目的としてデリバティブ取引を行うことはありません。</p> <p>(2) 取引内容</p> <p>通貨関連のデリバティブでは、為替予約取引及び通貨スワップ取引を行い、原材料の輸入等による外貨建債務の円貨決済額が為替相場の変動により増大するリスクの軽減を図っております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>為替予約取引及び通貨スワップ取引には為替相場の変動によるリスクが存在しております。</p> <p>しかし、いずれの取引も、対象となる資産・負債の有するリスクを軽減することを目的とするものであり、その契約額等にも制限を設けておりますので、これらの市場リスクが経営に与える影響は重要なものではありません。</p> <p>また、デリバティブ取引の相手先は格付の高い金融機関に限られておりますので、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクの発生は、まず無いものと考えております。</p> <p>(4) リスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引は経理・財務担当部署の規定に則って行われております。当該規程には取引目的・取引限度額・取引相手先の選定基準・報告手順等が定められております。また、取引にあたってはその都度、経理・財務担当役員の承認を得ることとしております。</p>	<p>(1) 取組方針・利用目的</p> <p>同左</p> <p>(2) 取引内容</p> <p>同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>同左</p> <p>(4) リスク管理体制</p> <p>同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引には全てヘッジ会計を適用しておりますので、前連結会計年度末現在及び当連結会計年度末現在のいずれにおいても取引の時価等に関する事項の記載は省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
イ. 退職給付債務	△12,550	△13,319
ロ. 年金資産	4,588	4,962
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△7,961	△8,357
ニ. 未認識数理計算上の差異	△170	△284
ホ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	△8,131	△8,641
ヘ. 前払年金費用	9	48
ト. 退職給付引当金 (ホ-ヘ)	△8,141	△8,690

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
イ. 勤務費用	792	758
ロ. 利息費用	274	219
ハ. 期待運用収益	△118	△134
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	145	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	112	△124
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,205	719

(注) 1. 簡便法を採用している一部の連結子会社の退職給付費用は「イ. 勤務費用」に計上しております。
2. 「ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額」は、英国連結子会社において、英国の会計基準が変更されたことに伴い発生したものであり、前連結会計年度において一括で費用処理しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
イ. 割引率	主として1.6%	同左
ロ. 期待運用収益率	主として3.0%	同左
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	主として15年	同左

(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。)

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

提出会社

該当事項はありません。

連結子会社(タカラバイオ株式会社)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	タカラバイオ株式会社 第1回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第2回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第3回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	同社取締役 8名 同社従業員 273名	同社取締役 8名 同社監査役 3名 同社従業員 120名	同社取締役 3名 同社従業員 28名	同社取締役 9名 同社監査役 3名 同社従業員 8名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 8,500株	普通株式 3,220株	普通株式 500株	普通株式 780株
付与日	平成15年9月19日	平成15年9月19日	平成16年5月17日	平成16年5月17日
権利確定条件	権利行使時においても 同社の取締役もしくは 従業員の地位であるこ と。	権利行使時においても 同社の取締役、監査役 もしくは従業員の地位 であること。	権利行使時においても 同社の取締役もしくは 従業員の地位であるこ と。	権利行使時においても 同社の取締役、監査役 もしくは従業員の地位 であること。
対象勤務期間	定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成17年9月20日から 平成25年9月20日まで	平成16年4月1日から 平成25年9月20日まで	平成17年9月20日から 平成25年9月20日まで	平成16年4月1日から 平成25年9月20日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成19年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	タカラバイオ株式会社 第1回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第2回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第3回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	6,300	1,790	290	620
権利確定	—	—	—	—
権利行使	1,780	250	140	200
失効	30	—	—	—
未行使残	4,490	1,540	150	420

② 単価情報

	タカラバイオ株式会社 第1回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第2回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第3回新株予約権	タカラバイオ株式会社 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	200,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価 (円)	462,976	468,929	490,333	452,556
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
棚卸資産評価損否認	棚卸資産評価損否認
賞与引当金否認	賞与引当金否認
販売促進引当金否認	販売促進引当金否認
未払事業税否認	未払事業税否認
連結会社間内部利益消去	連結会社間内部利益消去
繰越欠損金	繰越欠損金
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
繰延税金負債	繰延税金負債
貸倒引当金調整	貸倒引当金調整
その他	その他
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産	繰延税金資産
繰延税金負債の純額	繰延税金負債の純額
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金損金算入限度超過額	退職給付引当金損金算入限度超過額
減損損失否認	減損損失否認
株式評価損否認	株式評価損否認
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労金(未払金)否認
減価償却費損金算入限度超過額	減価償却費損金算入限度超過額
繰越欠損金	繰越欠損金
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金
会社分割により承継した固定資産圧縮額	会社分割により承継した固定資産圧縮額
無形固定資産時価評価額	無形固定資産時価評価額
その他	その他
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産	繰延税金資産
繰延税金負債の純額	繰延税金負債の純額

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整) 41.0%	法定実効税率 (調整) 41.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目 5.6	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.0
評価性引当額の増加 8.7	評価性引当額の減少 △0.9
持分変動利益 △18.3	持分変動利益 △1.0
その他 △1.3	その他 △1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>35.7</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>43.4</u>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)					
	酒類・食品 (百万円)	バイオ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	176,107	16,490	3,520	196,119	—	196,119
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	518	43	8,455	9,017	(9,017)	—
計	176,626	16,534	11,975	205,136	(9,017)	196,119
営業費用	169,020	18,010	11,282	198,313	(8,118)	190,194
営業利益又は営業損失(△)	7,605	△1,476	693	6,823	(898)	5,924
II 資産、減価償却費及び資本的 支出						
資産	116,533	44,443	11,732	172,709	39,757	212,466
減価償却費	4,275	1,477	120	5,873	36	5,910
資本的支出	4,253	1,264	110	5,628	5	5,633

	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
	酒類・食品 (百万円)	バイオ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	173,642	20,574	4,318	198,535	—	198,535
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	501	407	6,829	7,738	(7,738)	—
計	174,143	20,982	11,148	206,274	(7,738)	198,535
営業費用	165,986	21,187	10,663	197,836	(6,961)	190,875
営業利益又は営業損失(△)	8,157	△205	485	8,437	(777)	7,660
II 資産、減価償却費及び資本的 支出						
資産	119,637	45,539	11,759	176,936	36,456	213,393
減価償却費	3,958	1,608	115	5,683	27	5,710
資本的支出	2,573	952	96	3,622	△4	3,617

(注) (1) 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質に加え販売市場の類似性などを考慮して、酒類・食品、バイオ及びその他の3事業に区分しております。

(2) 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
酒類・食品	焼酎、ソフトアルコール飲料、清酒、ワイン、ウイスキー、中国酒、本みりん、食品調味料、原料用アルコール
バイオ	試薬(遺伝子工学用、蛋白質工学用、細胞工学用、糖生物学用)、理化学機器、研究受託サービス、医療機器、キノコ、しめじ生産技術指導、明日葉、寒天、バイオ医食品
その他	ラベル、ポスター、カタログ、カートン、段ボールケース、包装紙、販促用品、不動産賃貸、機能性食品

- (3) 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の当連結会計年度の金額は978百万円(前連結会計年度983百万円)であり、これは持株会社である連結財務諸表提出会社で発生したものであります。
- (4) 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は43,833百万円(前連結会計年度47,230百万円)であり、その主なものは連結財務諸表提出会社の余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
- (5) 会計処理の方法の変更

(当連結会計年度)

役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(3)③に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業費用は、酒類・食品事業で19百万円、その他事業で13百万円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

受取社宅使用料

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より受取社宅使用料の会計処理方法を変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業費用は、酒類・食品事業で137百万円、その他事業で0百万円、消去又は全社で3百万円減少し、営業利益がそれぞれ同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				
	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	187,689	8,429	196,119	—	196,119
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,383	1,544	2,928	(2,928)	—
計	189,073	9,973	199,047	(2,928)	196,119
営業費用	182,313	9,766	192,080	(1,885)	190,194
営業利益	6,760	207	6,967	(1,043)	5,924
II 資産	146,242	25,347	171,589	40,876	212,466

	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	185,254	13,281	198,535	—	198,535
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,590	2,528	4,118	(4,118)	—
計	186,844	15,809	202,654	(4,118)	198,535
営業費用	179,038	14,843	193,881	(3,005)	190,875
営業利益	7,806	966	8,773	(1,112)	7,660
II 資産	145,133	26,930	172,063	41,329	213,393

(注) (1) 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

(2) 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

その他の地域：米国、英国、中国、韓国、仏国、シンガポール

(3) 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の当連結会計年度の金額は978百万円（前連結会計年度983百万円）であり、これは持株会社である連結財務諸表提出会社で発生したものであります。

(4) 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は43,833百万円（前連結会計年度47,230百万円）であり、その主なものは連結財務諸表提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

(5) 会計処理の方法の変更

(当連結会計年度)

役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(3)③に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、日本の営業費用は33百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

受取社宅使用料

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より受取社宅使用料の会計処理方法を変更しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業費用は日本で139百万円、消去又は全社で1百万円減少し、営業利益がそれぞれ同額増加しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高が、いずれも連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載は省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	大宮久の近親者6名	-	-	当社取締役の近親者	(被所有) 0.7%	-	-	株式交換	448	-	-
	大宮正及び近親者3名	-	-	当社取締役及び近親者	(被所有) 0.3%	-	-	株式交換	158	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

川東商事株式会社を完全子会社とするための株式交換であり、同取引は第三者が算出した株式交換比率に基づいております。なお、本件株式交換に関しましては平成17年8月2日に臨時報告書を提出しております。

- (注) 1. 議決権被所有割合は期末時点の比率であり、当該株式交換により取得した議決権を含んでおります。
2. 取引金額は、連結上の川東商事株式会社の株式の取得価額(=交付自己株式の時価)を記載しております。
3. 当該株式交換による川東商事株式会社の株式の取得総数は450,000株で、うち上記関連当事者からの取得総数は103,998株であります。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 470円10銭	1株当たり純資産額 473円61銭
1株当たり当期純利益金額 24円39銭	1株当たり当期純利益金額 19円44銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が1株当たり当期純利益金額を下回らないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 19円43銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	5,320	4,208
普通株主に帰属しない金額(百万円)	63	—
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(63)	(—)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,257	4,208
普通株式の期中平均株式数(千株)	215,578	216,472
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	△3
(うち連結子会社の発行する潜在株式による調整額)(百万円)	(—)	(△3)
普通株式増加数(千株)	—	—

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>重要な係争事件の解決</p> <p>当社の子会社であるクロンテック社が販売する逆転写酵素等の製品について、米国Invitrogen Corporation (以下、インビトロジェン社) の保有する変異体逆転写酵素に関する一連の特許を侵害しているとして、インビトロジェン社からクロンテック社が平成8年12月に米国連邦地方裁判所に提訴されておりましたが、今般両社が和解に至り、米国時間平成19年5月29日付で両社から発表されました。なお和解の詳細については、両社は公表しておりません。</p> <p>また、今般の和解に伴って和解金・製品廃棄損の費用が発生いたしますので当該金額を特別損失として平成20年3月期決算に計上することといたします。現時点で計上すべき金額は確定しておりませんが、概算で約11億円を見込んでおります。</p> <p>重要な持分法適用会社の株式の売却</p> <p>当社の連結子会社であるタカラバイオ株式会社は、平成19年5月30日付で同社の持分法適用会社である ViroMed Co., Ltd. (KOSDAQ上場) の株式の一部を売却いたしました。これに伴い下記のとおり投資有価証券売却益(特別利益)を平成20年3月期決算に計上いたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 売却株数 766,708株 (発行済株式総数の7.8%)2. 売却額 1,010百万円3. 売却益(連結) 650百万円(概算)4. 売却後所有株数 2,000,000株 (所有比率20.4%)

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
宝ホールディングス㈱	第4回無担保社債	平成12年 7月27日	5,000	5,000 (5,000)	1.79	なし	平成19年 7月27日
宝ホールディングス㈱	第5回無担保社債	平成12年 7月27日	5,000	5,000	2.21	なし	平成22年 7月27日
宝ホールディングス㈱	第6回無担保社債	平成15年 5月15日	5,000	5,000	0.89	なし	平成25年 5月15日
宝ホールディングス㈱	第7回無担保社債	平成15年 5月15日	5,000	5,000	0.44	なし	平成20年 5月15日
合計	—	—	20,000	20,000 (5,000)	—	—	—

(注) 1. 当期末残高欄の括弧内の金額は内書きで1年以内に償還予定のものであります。

2. 連結決算日後5年内における償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
5,000	5,000	—	5,000	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,650	4,850	1.18	—
1年以内に返済予定の長期借入金	144	53	1.10	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,590	5,739	0.80	平成20年4月から 平成34年1月迄
その他の有利子負債				
その他(流動負債)				
得意先預り金	1,439	1,441	2.34	—
預り金(固定負債)				
得意先取引保証金	7,506	6,996	1.60	—
計	19,330	19,081	—	—

(注) 1. 平均利率は当期末残高及び当期末現在の利率に基づき計算した加重平均利率であります。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	58	163	5,062	61

3. 1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)には無利息の借入金がそれぞれ27百万円及び279百万円含まれております。

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		9,396		6,934	
2. 売掛金		118		78	
3. 有価証券		999		—	
4. 前払費用		14		19	
5. 繰延税金資産		8		45	
6. 関係会社短期貸付金		410		640	
7. その他		430		277	
流動資産合計		11,380	8.7	7,995	6.3
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1)建物		429		429	
減価償却累計額		292	137	310	118
(2)構築物		190		190	
減価償却累計額		154	36	159	31
(3)車両及び運搬具		34		42	
減価償却累計額		20	13	26	15
(4)工具器具及び備品		843		843	
減価償却累計額		372	471	378	465
(5)土地		2,447		2,447	
有形固定資産合計		3,106	2.4	3,079	2.4
2. 無形固定資産					
(1)商標権		3		2	
(2)ソフトウェア		3		6	
(3)施設利用権		11		10	
無形固定資産合計		19	0.0	19	0.0
3. 投資その他の資産					
(1)投資有価証券		31,482		31,378	
(2)関係会社株式		83,702		83,882	
(3)長期前払費用		35		27	
(4)その他		708		686	
貸倒引当金		△137		△120	
投資その他の資産合計		115,791	88.9	115,853	91.3
固定資産合計		118,917	91.3	118,953	93.7
資産合計		130,298	100.0	126,948	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1. 短期借入金			4,650		4,650	
2. 1年以内に返済予定の 長期借入金			100		—	
3. 1年以内に償還予定の社 債			—		5,000	
4. 未払金			44		39	
5. 未払消費税等			11		15	
6. 未払費用			122		96	
7. 未払法人税等			41		191	
8. 前受金			22		22	
9. 預り金	※1		3,931		3,721	
10. 賞与引当金			28		23	
流動負債合計			8,953	6.9	13,761	10.8
II 固定負債						
1. 社債			20,000		15,000	
2. 長期借入金			5,000		5,100	
3. 繰延税金負債			9,145		7,473	
4. 退職給付引当金			154		161	
5. 役員退職慰労引当金			456		—	
6. 預り金			367		368	
7. その他			—		464	
固定負債合計			35,124	26.9	28,567	22.5
負債合計			44,078	33.8	42,329	33.3

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資本の部)							
I 資本金	※2		13,226	10.2		—	—
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		3,158			—		
資本剰余金合計			3,158	2.4		—	—
III 利益剰余金							
1. 利益準備金		3,305			—		
2. 任意積立金							
(1) 配当準備金		400			—		
(2) 別途積立金		48,230			—		
3. 当期末処分利益		5,199			—		
利益剰余金合計			57,134	43.8		—	—
IV その他有価証券評価差額 金			13,528	10.4		—	—
V 自己株式	※3		△828	△0.6		—	—
資本合計			86,219	66.2		—	—
負債資本合計			130,298	100.0		—	—
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			—	—		13,226	10.4
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—			3,158		
資本剰余金合計			—	—		3,158	2.5
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		—			3,305		
(2) その他利益剰余金							
配当準備金		—			400		
固定資産圧縮積立金		—			41		
別途積立金		—			48,230		
繰越利益剰余金		—			5,806		
利益剰余金合計			—	—		57,782	45.5
4. 自己株式			—	—		△870	△0.6
株主資本合計			—	—		73,297	57.8
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額 金			—	—		11,322	8.9
評価・換算差額等合計			—	—		11,322	8.9
純資産合計			—	—		84,619	66.7
負債純資産合計			—	—		126,948	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益	※1		4,675	100.0		3,661	100.0
II 営業費用							
1. 不動産賃貸原価		72			75		
2. 販売費及び一般管理費							
(1) 役員報酬		135			167		
(2) 従業員給料・賃金及び 賞与		166			139		
(3) 賞与引当金繰入		28			23		
(4) 退職給付費用		13			8		
(5) 役員退職慰労引当金繰 入		24			—		
(6) 減価償却費		10			10		
(7) 報酬・請負料		215			257		
(8) 支払手数料		102			93		
(9) その他		287			277		
合計		983	1,056	22.6	978	1,053	28.8
営業利益			3,618	77.4		2,607	71.2
III 営業外収益	※1						
1. 受取利息		82			97		
2. 受取配当金		258			296		
3. 雑収入		72	413	8.8	51	445	12.1
IV 営業外費用							
1. 支払利息		60			99		
2. 社債利息		288			266		
3. 雑損失		128	477	10.2	112	477	13.0
経常利益			3,554	76.0		2,575	70.3

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
V 特別利益							
1. 固定資産売却益	※2	115			—		
2. 投資有価証券売却益		18			462		
3. 商標権売却益		—	134	2.9	110	572	15.6
VI 特別損失							
1. 固定資産売却・除却損	※3	1			—		
2. 投資有価証券評価損		7	9	0.2	—	—	—
税引前当期純利益			3,679	78.7		3,147	85.9
法人税、住民税及び事業税		274			561		
法人税等調整額		128	402	8.6	△32	528	14.4
当期純利益			3,276	70.1		2,619	71.5
前期繰越利益			2,490			—	
自己株式処分差損			567			—	
当期未処分利益			5,199			—	

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 (株主総会承認年月日) 平成18年6月29日	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 当期末処分利益			5,199
II 利益処分額			
1. 配当金		1,950	
2. 役員賞与金		21	
(うち監査役分)		(4)	
3. 任意積立金			
固定資産圧縮積立金		41	2,012
III 次期繰越利益			3,187

株主資本等変動計算書

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本										評価・換算 差額等	純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金		利益剰余金					自己 株式	株主資本 合計			その他 有価証券 評価差額金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計					
				配当 準備金	固定 資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金						
平成18年3月31日 残高 (百万円)	13,226	3,158	3,305	400	—	48,230	5,199	57,134	△828	72,691	13,528	86,219	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当(注)							△1,950	△1,950		△1,950		△1,950	
役員賞与(注)							△21	△21		△21		△21	
固定資産圧縮積立金の積立(注)					41		△41	—		—		—	
当期純利益							2,619	2,619		2,619		2,619	
自己株式の取得								—	△44	△44		△44	
自己株式の処分							△0	△0	2	2		2	
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)											△2,206	△2,206	
事業年度中の変動額 合計 (百万円)	—	—	—	—	41	—	606	647	△41	605	△2,206	△1,600	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	13,226	3,158	3,305	400	41	48,230	5,806	57,782	△870	73,297	11,322	84,619	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～22年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 _____</p> <p>(追加情報) 当社は、平成18年6月29日の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役又は監査役退任時に制度廃止日までの在任期間に応じた役員退職慰労金を支給することといたしました。これに伴い、制度廃止日における役員退職慰労金相当額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための重要事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の「資本の部」の合計と「純資産の部」の合計は同額であります。なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(損益計算書) 1. 前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「備品賃貸料」は、当事業年度において、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下となりましたので、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。 なお、その金額は37百万円であります。 2. 特別損失の「投資有価証券評価損」は、当事業年度において、その金額が特別損失の総額の百分の十を超えましたので、区分掲記したものであります。 なお、前事業年度は特別損失の「その他」に含めて表示しており、その金額は13百万円であります。	—————

注記事項

(貸借対照表関係)

No.	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※1	関係会社に対する負債 預り金(流動負債) 3,923百万円	関係会社に対する負債 預り金(流動負債) 3,710百万円
※2	授権株式数 普通株式 870,000,000株 発行済株式総数 普通株式 217,699,743株	—————
※3	自己株式 当社が所有する自己株式の数は、普通株式 1,032,867株であります。	—————
4	配当制限 旧・商法施行規則第124条第3号に規定する資産に 時価を付したことにより増加した純資産額は13,528百 万円であります。	—————
5	当社は機動的な資金調達を目的に、融資枠100億円 のコミットメントライン契約を取引金融機関と締結し ております。 なお、当事業年度はこの契約による借入は行ってお りません。	同左

(損益計算書関係)

No.	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1	関係会社に係る事項 関係会社に係る営業収益は4,332百万円でありま す。また、営業外収益のうち関係会社に係る受取利息 の金額(82百万円)及び雑収入(44百万円)はそれぞ れ営業外収益の総額の百分の十を超えております。	関係会社に係る事項 関係会社に係る営業収益は3,317百万円でありま す。また、営業外収益のうち関係会社に係る受取利息 の金額(96百万円)は、営業外収益の総額の百分の十 を超えております。
※2	内訳は次のとおりであります。 車両及び運搬具売却益 0百万円 工具器具及び備品売却益 3 土地売却益 111 計 115	—————
※3	内訳は次のとおりであります。 構築物除却損 0百万円 工具器具及び備品除却損 1 計 1	—————

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
普通株式	1,032	60	3	1,090
合計	1,032	60	3	1,090

(変更事由の概要)

増加株式数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 60千株

減少株式数の主な内訳は次のとおりであります。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 3千株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
重要性がないため記載を省略しております。	同左

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成18年3月31日現在)			当事業年度 (平成19年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	23,115	64,800	41,684	23,115	84,600	61,484

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金否認 11	未払事業税否認 34
その他 0	賞与引当金否認 9
繰延税金資産合計 12	その他 0
繰延税金負債	繰延税金資産合計 45
未収還付事業税 3	繰延税金負債 ー
繰延税金負債合計 3	繰延税金資産の純額 45
繰延税金資産の純額 8	
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
減損損失否認 1,376	減損損失否認 1,376
役員退職慰労引当金否認 187	役員退職慰労金(未払金)否認 190
株式評価損否認 117	株式評価損否認 117
ゴルフ会員権評価損否認 98	ゴルフ会員権評価損否認 76
その他 136	その他 130
繰延税金資産小計 1,916	繰延税金資産小計 1,891
評価性引当額 △1,592	評価性引当額 △1,570
繰延税金資産合計 323	繰延税金資産合計 320
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 9,401	その他有価証券評価差額金 7,725
会社分割により交付を受けた株式に係る税効果額 39	会社分割により交付を受けた株式に係る税効果額 39
固定資産圧縮積立金 28	固定資産圧縮積立金 28
繰延税金負債合計 9,469	繰延税金負債合計 7,794
繰延税金負債の純額 9,145	繰延税金負債の純額 7,473

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0% (調整)	法定実効税率 41.0% (調整)
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目 $\Delta 30.8$	受取配当金等永久に益金に算入 されない項目 $\Delta 23.9$
その他 0.7	その他 $\Delta 0.3$
税効果会計適用後の法人税等の 負担率 <u>10.9</u>	税効果会計適用後の法人税等の 負担率 <u>16.8</u>

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 397円84銭	1株当たり純資産額 390円65銭
1株当たり当期純利益金額 15円05銭	1株当たり当期純利益金額 12円09銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益 (百万円)	3,276	2,619
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	21	—
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(21)	(—)
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,255	2,619
普通株式の期中平均株式数 (千株)	216,269	216,641

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)みずほフィナンシャルグループ	7,126	5,408
		(株)京都銀行	2,038,343	2,757
		住友信託銀行(株)	2,232,739	2,744
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,959	2,606
		三井物産(株)	708,125	1,557
		焼津水産化学工業(株)	1,017,208	1,264
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,052	1,125
		オムロン(株)	348,445	1,094
		Mizuho Preferred Capital (Cayman) 2 Limited	10	1,000
		(株)みずほフィナンシャルグループ第十一種優先株式	1,000	1,000
		東京建物(株)	511,000	908
		(株)ミレアホールディングス	206,640	900
		丸紅(株)	999,929	715
		東洋製罐(株)	300,000	712
		大日本印刷(株)	376,000	697
		(株)滋賀銀行	809,172	662
		凸版印刷(株)	417,000	512
		レンゴー(株)	700,000	468
		積水ハウス(株)	250,000	458
		(株)ワコールホールディングス	284,900	425
		三井トラスト・ホールディングス(株)	302,705	351
		日本山村硝子(株)	940,000	332
		三菱マテリアル(株)	500,000	279
		大日本スクリーン製造(株)	301,303	268
		三菱商事(株)	95,500	261
		キューピー(株)	244,000	260
		(株)中央倉庫	182,550	255
		日本新薬(株)	254,000	252
		大成建設(株)	500,000	218
		(株)島津製作所	147,000	150
		石塚硝子(株)	445,000	138
		その他 (65銘柄)	2,292,229	1,586
			計	17,414,936

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	429	—	—	429	310	18	118
構築物	190	—	—	190	159	4	31
車両及び運搬具	34	7	—	42	26	5	15
工具器具及び備品	843	0	—	843	378	5	465
土地	2,447	—	—	2,447	—	—	2,447
有形固定資産計	3,946	7	—	3,954	874	34	3,079
無形固定資産							
商標権	45	—	—	45	42	0	2
ソフトウェア	36	4	—	40	34	1	6
施設利用権	34	—	—	34	23	1	10
無形固定資産計	116	4	—	120	100	3	19
長期前払費用	44	—	—	44	16	7	27

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	137	—	16	—	120
賞与引当金	28	23	28	—	23
役員退職慰労引当金	456	—	—	456	—

(注) 役員退職慰労引当金の当期減少額の「その他」は、平成18年6月29日の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役又は監査役退任時に制度廃止日までの在任期間に応じた役員退職慰労金を支給することとしたため前期末残高を取り崩したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	2
預金	
当座預金	6,929
別段預金	2
合計	6,934

② 売掛金

(相手先別内訳)

相手先	金額 (百万円)
宝酒造(株)	78
合計	78

(回収及び滞留状況)

摘要	金額 (百万円)
前期繰越高	118
当期発生高	3,746
当期回収高	3,786
当期末残高	78
回収率 (%)	98.0
平均滞留期間 (日)	13

(注) 1. 消費税等の会計処理は税抜方式によっておりますが、ここでの当期発生高には消費税等を含めております。

2. 回収率、平均滞留期間の計算方法は次のとおりであります。

回収率 = 当期回収高 ÷ (前期繰越高 + 当期発生高)

平均滞留期間 = $\frac{\text{期中平均売掛金残高} \times 30 \text{日}}{\text{期中月平均売上高}}$

③ 関係会社株式

銘柄	金額 (百万円)
宝酒造(株)	57,678
タカラバイオ(株)	23,115
その他	3,088
合計	83,882

④ 社債 (固定負債)

摘要	金額 (百万円)
第5回無担保社債	5,000
第6回無担保社債	5,000
第7回無担保社債	5,000
合計	15,000

⑤ 繰延税金負債 (固定負債)

繰延税金負債 (固定負債) は、7,473百万円であり、その内容については「2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、500株券、100株券、50株券、10株券、5株券、1株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市北区曾根崎二丁目11番16号 みずほ信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	不所持、喪失、汚損、毀損による再発行の場合交付株券1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市北区曾根崎二丁目11番16号 みずほ信託銀行株式会社 大阪支店 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都新聞及び日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告の掲載場所は当社のホームページ (http://www.takara.co.jp) であります。
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社の株券喪失登録の申請に関する手数料は、次のとおりであります。

株券喪失登録請求1件につき 10,000円

喪失登録する株券1件につき 500円

2. 当社は単元未満株式の買増制度を採用しており、買増手数料は株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額としております。

なお、その取扱場所、株主名簿管理人及び取次所は上記「単元未満株式の買取り」と同一であります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第95期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 訂正発行登録書（社債）
平成18年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 発行登録書（新株予約権証券）及びその添付書類
平成18年6月29日関東財務局長に提出
- (4) 半期報告書
（第96期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月19日関東財務局長に提出
- (5) 訂正発行登録書（社債）
平成18年12月19日関東財務局長に提出
- (6) 訂正発行登録書（新株予約権証券）
平成18年12月19日関東財務局長に提出
- (7) 発行登録書（社債）及びその添付書類
平成19年2月1日関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書（社債）
平成19年2月2日関東財務局長に提出
- (9) 訂正発行登録書（新株予約権証券）
平成19年2月2日関東財務局長に提出
- (10) 発行登録取下届出書（新株予約権証券）
平成19年6月28日関東財務局長に提出
- (11) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日）平成18年4月5日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日）平成18年5月12日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年5月31日）平成18年6月6日関東財務局長に提出
報告期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年6月30日）平成18年7月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月 29 日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一浩 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中本 眞一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月 28 日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山口 弘志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中本 眞一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社の子会社であるクロンテック社とインビトロジェン社との間で係争事件の和解が成立している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社の連結子会社であるタカラバイオ株式会社は、同社の持分法適用会社であるViroMed Co., Ltdの株式の一部を売却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月29日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一浩 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中本 眞一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山口 弘志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中本 眞一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。